第1部　総　　論

第1章　環境基本計画の基本的な考え方

第1節　計画策定の背景

私たちのふるさと辰野町は、日本の中心に位置し、北に塩嶺王城県立公園の大城山塊、西に中央アルプスの最北部、東に南アルプスの前衛である伊那山脈があり、それらの深い山並みに囲まれ、その山並みから湧き出る豊かな水は、町の中心を流れる天竜川にそそいでいます。私たちは、このような豊かな自然環境の下で、地域の特性を活かした産業や文化をはぐくんできました。しかし、産業の発展や都市化が進み、特定の事業活動に起因する従来からの産業型公害だけでなく、私たちの日常生活や通常の事業活動そのものに起因する都市・生活型公害が新たな問題となっています。

さらに、生活様式の変化は、利便性を求めた容器包装の生産・消費による廃棄物の増加と多様化をもたらし、また、私たちの営むあらゆる社会経済活動は、CO_2 による地球の温暖化、生産が全廃されたもののフロンガスによるオゾン層の破壊、廃棄物の焼却による大気汚染など、地域の環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで影響を及ぼしています。

モノの豊かさと反比例してモラルの低下もみられ、ごみのポイ捨てや犬や猫の糞の問題等の解決について町民の要望が高くなっています。一方、生活水準の向上、価値観の多様化などにより、町民の意識は「モノの豊かさ」「便利さ」から「心の豊かさ」を重視する方向へと変化し、自然とのふれあいや快適な環境への関心が高まっています。

このように広範・多岐にわたる環境問題に的確に対応するために、環境の保全及び創造に関する基本理念や基本方針等を明らかにした「辰野町環境基本条例」を平成10年3月に制定しました。この環境基本条例は、すべての町民が「健全で恵み豊かな環境の恩恵を享受する権利を有する」ことを明らかにしており、また、現在及び将来の世代へ引き継ぐべき健全で恵み豊かな環境は保全する対象としてだけでなく、創造していくものとして位置づけていることに特徴があります。

《辰野町環境基本条例の基本理念》

○　健全で恵み豊かな環境の恩恵の享受、保全、将来の世代への継承
○　自然と人間との共生
○　環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現
○　地球環境保全への取り組み

第2節　計画策定の意義と目的

辰野町環境基本条例は、その前文で、「辰野町にかかわるすべてのものが参加連携して、町の豊かな自然を生かし、健康で安全かつ快適な生活の営みができる郷土」を築くため、この条例を制定

するとしています。環境基本計画は、条例第8条の規定により、この理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

この計画では、長期的な視点に立って、辰野町がめざす望ましい環境の姿（環境像）を定め、その実現に向けて、町が行う環境の保全と創造に関する基本目標として5つの施策の柱と、より具体的な基本施策（個別目標）を明らかにし、町民、事業者、町の各主体が自主的な取り組みを行うための指針を示します。

また、この計画は、辰野町総合計画を環境の面から推進していくものとして位置づけられるものであり、環境に関する各種計画の策定や施策推進に当たっての指針となるものです。

第3節　計画の期間

環境問題の解決に向けては、長期的視野にたった環境施策の展開や町民及び事業者の継続した環境への自主的な取り組みが必要となります。そのため、望ましい環境像やこれを実現するための基本目標としての施策の柱は普遍的な目標として設定します。

ただし、環境問題は複雑であり、新たな環境問題の出現や町民の環境に対する意識の変化等も予測されることをふまえ、基本施策や個別施策等については、概ね10年後を見据えて計画します。また、社会情勢の変化や科学技術の進歩、科学的知見の集積、またこれらにともなう環境問題の変化等をふまえ、見直しが必要な場合は、適切に対応するものとします。

計画の策定と見直しの経過

・平成 12 年　策定
・平成 22 年　一部見直し
・平成 26 年　一部見直し
・平成 29 年　一部見直し
・令和元年度　一部見直し

第4節　計画が対象とする環境の範囲

この計画が対象とする環境の範囲は、地域環境としての自然環境、生存・生活環境、快適環境とそれを支える地球環境という観点から、町民の生活に関わる環境要素をできるだけ幅広くとらえることとします。この計画における環境の範囲の概念は次に示すとおりです。

地域環境

生存・生活環境……公害や廃棄物処理など人々の暮らしや健康に直接的に関わる環境
自　然　環　境……森林や動植物などの自然の生態系としての環境
快　適　環　境……良好な景観などうるおいややすらぎのある質の高い空間としての環境
地　球　環　境……温暖化やオゾン層の破壊など地球環境問題と大量消費社会をとらえた広い環境

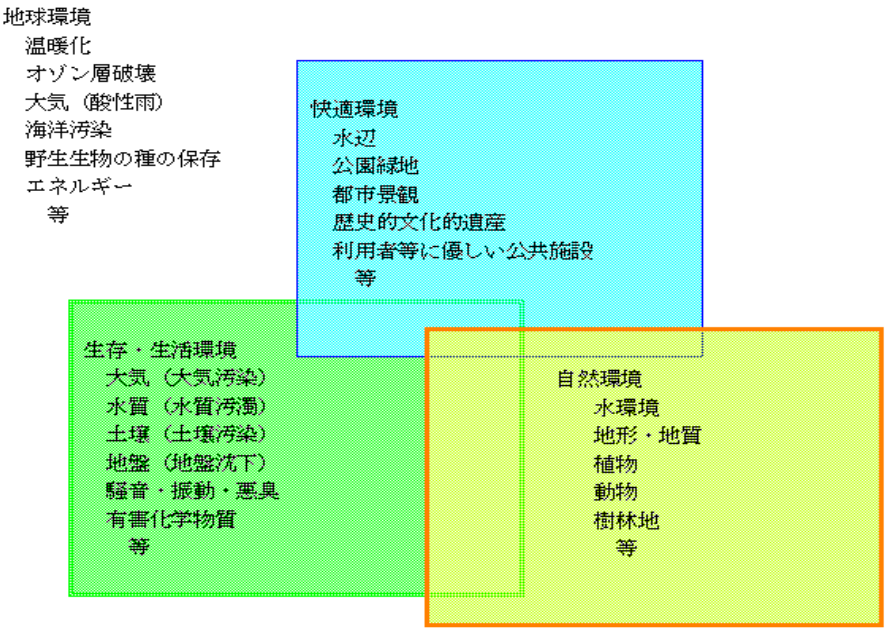

第5節　計画が対象とする環境施策の範囲

この計画においては、環境を良好な状態に保ちつつ、より快適な環境を創造するとともに、地球環境の保全にも積極的に貢献していくために、概ね次の範囲の施策を対象とします。

1）公　害　の 防　止……大気汚染や水質汚濁、騒音などが人の健康に及ぼす被害の防止と、生活環境の保全に関すること

2）自 然 環 境 の保 全……自然とのふれあいや、多様な自然環境の保全と生物の多様性の確保、災害に強い緑の保全に関すること

3）廃 棄 物 の減 量 等……ごみの減量や再資源化の推進、資源・エネルギーの有効利用に関すること

4）快適な環境の創造……緑化の推進、自然的環境の回復と創造、美しい景観の形成特性を活かした地域づくりなど、うるおいとやすらぎのある快適で質の高い環境の創造に関すること

5）地 球 環 境 の保 全……地球温暖化の防止、オゾン層の保護など地球環境の保全に関すること

第2章　辰野町の環境をめぐる現状

第1節　辰野町の環境の現状

1）自然環境の健全性の低下

● 辰野町では、豊かな自然や美しい風景に恵まれていますが、近年、農林業の担い手不足や生活様式の変化等による生産活動の低下から、管理の行き届かない森林や荒廃した農

地が見られ、それらが本来有する水源のかん養、国土の保全、大気の浄化等の環境保全能力が十分発揮できなくなるなど、自然環境の健全性の低下が懸念されています。

- 都市化や開発などにより、森林や農地、水辺地等が失われたり、野生生物の生息・生育環境の劣化、過剰採取、外来種の移入等により、生物の多様性が失われつつあります。

2）都市・生活型公害の進行

- 日常生活や通常の事業活動に起因する都市・生活型公害が進行しています。
- 特定の事業活動に起因する産業型公害に対する苦情も寄せられています。
- 自動車依存型生活の進行や、産業活動の活発化により石油類等化石燃料の使用量が増大し、それに伴う大気汚染、CO_2 の発生により地球温暖化の原因となっています。

3）廃棄物の量の増大と質の多様化

- これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式が見直されている一方で、利便性を求めての使い捨て容器入り食料・飲料などが多数販売され、その容器包装が廃棄物として出されており、その発生抑制と処理対策は、快適な町民生活や環境保全を推進する上で依然として重要な課題となっています。
- リサイクルや省資源・省エネルギーに対する意識の高まりの機運の中、平成15年からごみ処理費用有料化制度が施行され、一般廃棄物の排出量は少しずつ減少してきています。また、ごみ処理施設は上伊那広域連合により一元化で運営され、焼却残渣は圏域内及び県外の最終処分場に搬出されています。新しい中間処理施設が本格稼動しており廃棄物処理を取り巻く状況に変化が出てきています。
- 平成15年度からプラスチック製の容器や包装類について分別収集を行い、再資源化を図っています。また、廃プラスチックが燃やせるごみとなったため、サーマルリサイクル化を上伊那クリーンセンターで実施中です。

  ※サーマルリサイクルとは:ごみを単に焼却処理するだけでなく、焼却時に発生するエネルギーを回収・利用すること。回収したエネルギーは、発電や冷暖房及び温水などの熱源として有効に利用します。

- ごみの分別徹底と再資源化は多くの町民、事業者の理解のもとに進んでいる一方で、一部では不法投棄という問題を深刻化させており、環境破壊の一因となっています。

4）快適環境への要請

- 生活水準の向上、価値観の多様化などによって、町民の意識は「ものの豊さ」から「心の豊さ」を重視する方向へと変化するとともに、健康志向や自然志向が強まるなど、自然とのふれあいや快適な環境を求める町民のニーズが高まっています。
- 町内から眺めることのできる雄大な山々や、山岳を遠景とした田園風景などの情緒豊かな景観、また、豊かな自然と一体となった歴史的・文化的香りの高い景観など、美しい景観の保全と創造がより一層望まれています。

- 市街地では、身近な自然が少ないため、都市公園や街路樹などの緑、人と水がふれあえる水辺環境など、自然に囲まれたうるおいとやすらぎのある生活空間の整備が望まれています。

5）上流域・交流の場としての役割の増大

- 辰野町は「日本の中心（ど真ん中町）」と呼ばれ、天竜川の上流域として、横川川をはじめとするその支流は、豊かな水量と清らかな水質を誇っています。
- 近年、大都市圏における水不足などから、水源となる森林の重要性への認識がより一層高まり、貴重な上流域の水源地の森林を下流域と一体となって保全しようという取り組みが行われるなど、上流域の役割は増大してきています。
- 豊かな自然とのふれあいを求める観光客も増えており、都市と農山村など様々な交流の場としての役割も増大しています。

6）地球環境の保全と国際協力の推進

- 従来の私たちの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、身近な地域の環境だけでなく、地球の温暖化やオゾン層の破壊など地球環境問題の原因ともなり、すべての生物の生存基盤であるかけがえのない地球環境にまで影響を及ぼしています。
- 自然に囲まれた人々の日常生活や地域産業の中ではぐくまれてきた「自然との共生」「循環」「互助」という環境の保全に関する思想を、地球全体の普遍的な理念として広げ、地球環境の保全にも積極的に貢献する必要があります。

第2節　町民等による取り組みの現状

- 環境への関心の高まりとともに、洗剤の適量使用やごみの減量化・リサイクルの推進などによって日常生活にともなう環境への負荷の低減に努めたり、空き缶拾いや河川清掃などの地域の地道な活動に参加するといった町民の自主的な取り組みが広まってきています。
- 辰野町の2017年度の1人1日あたりの家庭系ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、粗大ごみ）排出量実績が538gとなっています。2023年度の推計では494gとなっていますので、少しでも推計値を下回れるようごみの減量化への意識付けの働きかけが必要です。
- 事業者も、工場や事務所の緑化、環境の保全に関する地域活動への参加やISO14000シリーズの取得などの取り組みを広げつつあります。
- 今日の環境問題は、その原因の多くが日常生活や通常の事業活動の中にあることから、町民、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、問題解決に向けて共に考え、共に行動することが不可欠となっています。

第3章　めざすべき環境の姿と施策の柱

第1節　望ましい環境像

辰野町民憲章は、辰野町を「ひとも　まちも　自然も輝く　光と緑と　ほたるの町」とうたっており、また、辰野町総合計画も同じ視点で、町の将来像を定めています。このように、辰野町は自然環境との調和のなかで文化も産業も発展してきた町であり、今後の辰野町の環境に関してあるべき姿もこの言葉に集約されます。このことから、辰野町の望ましい環境像を、全ての者の共通認識として次のように掲げます。

《辰野町の望ましい環境像》

「ひとも　まちも　自然も輝く　光と緑と　ほたるの町」

第2節　望ましい環境像を実現するための目標

望ましい環境像「ひとも　まちも　自然も輝く　光と緑と　ほたるの町」を実現するために、辰野町の環境の現状と特性をふまえ、次の5項目を施策の柱（基本目標）とします。

Ⅰ．公害がなく安心して暮らせるまちづくり

私たちの身近な生活環境や健康に直接的に影響を及ぼす産業公害の防止、生活排水や自動車などによる都市・生活型公害の克服、化学物質による汚染対策、災害を未然に防止するための適正な土地利用の促進など、従来の公害対策に加え新たに求められる生活の安全を確保するための施策を進めます。

Ⅱ．緑豊かで快適な個性あるまちづくり

自然と人とが共生し、調和した環境の中で、文化的、精神的な豊かさを実現するために、水や緑、良好な景観などは重要な環境要素です。このため、緑化の推進や公園の整備など、環境の質を高める生活基盤の整備を進めるとともに、身近な生活空間における水辺や緑、豊かな自然と一体となったまち並みや美しい農村景観の保全と創造を図り、うるおいとやすらぎに満ちた快適な郷土を築きます。

特に、辰野町の特別シンボルであるゲンジボタルをはじめとするホタルをキーワードに、自然の豊かさを活かした、やすらぎのある個性的なまちづくりを進めます。

Ⅲ．地球にやさしい、資源循環型のまちづくり

資源やエネルギーの大量消費に支えられた「大量生産・大量消費・大量廃棄」の生活スタイルや経済システムが、廃棄物の増加という身近な問題から遠くは熱帯林の減少などの地球環

境問題につながっていることから、省エネルギーや省資源をはじめ、廃棄物を少なくする取り組み、リサイクル製品の利用への取り組みなどを促進するとともに、「より多くの廃棄物を出すもの（より環境に負荷をあたえるもの）が、より多くの費用を負担すること」を社会経済活動の原則として、私たちの生活スタイルや再生可能エネルギーの適正な利活用など事業スタイルをより環境への負荷の少ないものへと転換していく施策を進めます。

Ⅳ. すべての町民・事業者の参加と連携による取り組みの推進

今日の環境問題は、身近な都市・生活型公害から地球環境問題まで、そのほとんどが日常生活や通常の事業活動の中に原因があるため、すべての町民の参加と連携によって環境保全に取り組むことが重要です。

このため、環境についての理解を深め、その保全に進んで取り組めるよう環境教育、環境学習の総合的な推進や意欲ある人材の育成を図るとともに、自主的活動を支援し、都市住民との交流を促進するなど、施策を総合的に進めます。

Ⅴ. 共通的・基盤的施策の推進

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の形成にあたっては、町民、事業者、行政がこの計画に基づき、自主的積極的に環境に配慮した行動をとっていくことが基本ですが、緑や景観など共通の認識のもとに保全や形成を推進するための基盤が必要です。このため、環境に配慮した事業実施の仕組みづくりなど各分野に関わる重要な施策を進めます。

第3節　環境基本計画の構成

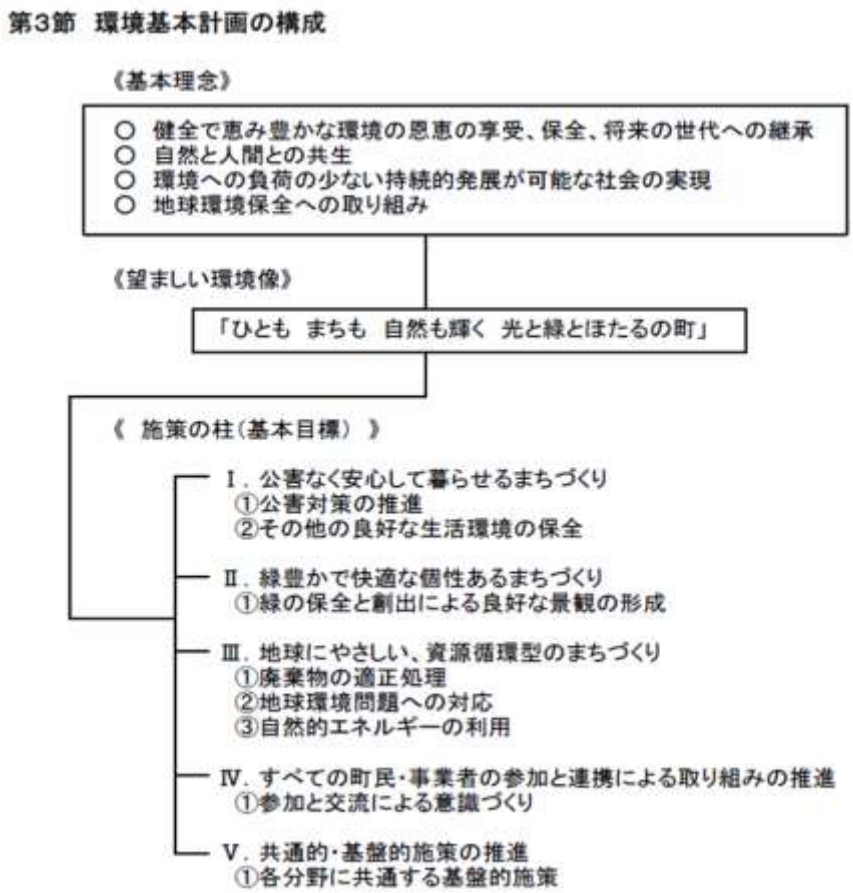

《望ましい環境像》

「ひとも　まちも　自然も輝く　光と緑と　ほたるの町」

第1章　公害がなく安心して暮らせるまちづくり
　第1節　公害対策の推進
　　第1項　大気汚染防止対策の推進
　　第2項　水質保全対策の推進
　　第3項　悪臭防止対策の推進
　　第4項　騒音・振動防止対策の推進
　　第5項　土壌汚染防止対策の推進
　　第6項　化学物質による汚染対策の推進
　　第7項　自動車公害対策の推進
　　第８項　光害・太陽光パネルの劣化及び廃棄時対策の推進
　第2節　その他の良好な生活環境の確保
　　第1項　日照阻害、電波障害その他の公害対策の推進
　　第2項　まちの活性化を図ることを目的とした空家等の活用の促進
　　第3項　防災面からの適正な土地利用の推進
　　第4項　公害防止などに関する意識高揚及び自主的な取り組みの推進

第2章　緑豊かで快適な個性あるまちづくり
　第1節　緑の保全と創出
　　第1項　身近な緑を守る取り組み
　　第2項　貴重な緑や生き物を守る取り組み
　　第3項　水辺環境を守る取り組み
　　第4項　山の緑を豊かにする取り組み
　　第5項　木の香ただようまちづくりへの取り組み
　　第6項　緑を増やす取り組み
　　第7項　緑の中の街づくり
　　第8項　緑と水にふれあえる施設の整備
　　第9項　緑を守り育てる仕組みづくり
　第2節　良好な景観の形成
　　第1項　辰野町景観計画の策定と共通の取り組み
　　第2項　緑豊かな自然景観の形成
　　第3項　美しい田園風景の形成
　　第4項　魅力とうるおい、まとまりのある市街地・商工業地の景観形成

第5項　安らぎのある住宅地の景観形成
第6項　先導的な役割を果たす公共施設の美観形成と景観配慮への仕組みづくり
第7項　住民参加と自主的な取り組みの推進
第3章　地球にやさしい、資源循環型のまちづくり
第1節　廃棄物の適正処理
第1項　削減の推進
第2項　リサイクルの推進
第3項　適正な処理の推進
第4項　処理施設の整備と適正管理
第5項　町の下水処理施設から発生する汚泥の適正処理及びリサイクル利用の推進
第6項　その他の普及啓発など
第2節　地球環境問題への対応
第1項　地球温暖化防止対策
第2項　酸性雨対策
第3項　オゾン層の保護
第4項　森林保護
第3節　自然的エネルギーの利用
第1項　太陽エネルギーの利用促進
第2項　森林資源のエネルギー活用
第3項　その他の自然的エネルギーの調査・研究

第4章　すべての住民・事業者の参加と連携による取り組みの推進
第1節　参加と交流による意識づくり
第1項　環境教育・環境学習などの推進
第2項　自主活動の支援
第3項　自然とのふれあい事業の推進
第4項　町民参加の推進
第5項　自治体のイメージづくり及びPR
第6項　その他の普及啓発

第5章　共通的・基盤的施策の推進
第1節　各分野に共通する基盤的施策
第1項　環境に配慮した事業実施の仕組みづくり
第2項　監視等の体制、公害防止の体制
第3項　環境情報の把握、調査・研究と総合的活用
第4項　環境の負荷を低減する事業活動の推進
第5項　農林業における環境保全機能の向上

第4章　環境基本計画の推進

この計画が掲げる望ましい環境像「ひとも　まちも　自然も輝く　光と緑と　ほたるの町」の実現をめざし、5項目の施策の柱（基本目標）を達成するために、この計画が着実に推進されるような仕組みを整備して、計画を実効性のあるものとします。

第1節　計画の推進体制等

1）この計画を推進するためには、町民及び事業者の自主的かつ積極的な協力と取り組みが不可欠であり、そのために、この計画の内容についての普及と浸透を図ります。
　また、町民や事業者の自主的な取り組みに対して支援するとともに、積極的な参加、取り組みを働きかけます。
2）この計画における重要な施策の実施については、町民の意見を十分に聴くとともに、環境審議会に諮ったうえで推進します。
3）この計画に基づいて個別の施策を推進していくためには、関係行政機関等との連携が必要であり、より一層、緊密な連絡を取り、情報交換を行い、連携・協力して施策の推進を図ります。
4）この計画を総合的かつ計画的に推進していくための庁内体制の確立を図るとともに、「環境調整会議」の設置をすすめます。
5）環境の保全に関して緊急に取り組まなければならない事態が生じた場合の対応について検討をすすめます。

第2節　計画の進行管理等

1）この計画に基づく施策の実施状況については、環境審議会へ報告し、意見を求め、計画の推進に活かします。
2）この計画に基づく施策の実施状況について、町民に広報するとともに、意見を聴くことのできる仕組みをつくります。

※国の環境基本計画
「科学的知見を充実していくとともに、重大な、あるいは取り返しのつかない破壊のおそれが有る場合には、科学的な確実性が十分にないことをもって環境悪化を予防するための費用対効果の高い手段をとることを延期するべきではないという考え方に基づいて施策を進める。」（第3部、第1章、1)基本的な方向）

（町）　施策の柱―――基本施策―――個別施策―――自主的な取り組み
（県）　環境の姿―――政策課題―――施策展開の方向

第2部　各　　論

第1章　公害がなく安心して暮らせるまちづくり

考え方

私たちの身近な生活環境や健康に直接的に影響を及ぼす産業公害の防止、生活排水や自動車などによる都市・生活型公害の克服、化学物質による汚染対策、災害を 未然に防止するための適正な土地利用の促進など、従来の公害対策に加え新たに求められる生活の安全を確保するための施策を進めます。

第1節　公害対策の推進

《基本方針》

近年の町内における公害苦情などの状況をみると、ごみの焼却による悪臭・大気汚染や不法投棄、自動車による騒音など、身近な生活や比較的規模の小さな事業活動に係るもののほか、太陽光発電施設による光害や景観悪化、空き家・空き工場等の樹木等繁茂による害虫発生や生活環境悪化といった問題が増え、従来の特定の事業者を対象とした規制的手法による対策だけではその解決が困難になってきています。

このような状況の中で町民の健康で文化的な生活環境を保全するため、今後の公害などの防止対策は次を基本にし推進していきます。

- 水質保全対策は、着実に生活排水処理施設の整備が推進され、平成20年に下水道の面的整備が完了し、引き続き下水道処理施設への接続促進、事業所排水等の調査監視を推進します。
- 騒音対策については主な原因である高速道路や一般道路、悪臭対策については事業所の対策を中心に推進します。
- 事業活動における焼却施設は基準を満たしたもの以外は使用できないため、適正処理及び分別とリサイクルを推進します。生活関連のごみ焼却については、小型焼却炉の使用ができないため、焼却施設へ持ち込むよう啓発します。尚、分別を徹底し、再資源化できるものはリサイクルし、生ごみは堆肥化して農地に還元するなどごみの減量化について啓発を進めます。
- 住民の身近な生活に関わるため規制的な措置になじみにくい都市・生活型公害問題は、基本的に普及啓発などによるモラルの向上や効果的なインセンティブ（導入のための施策）の導入など、エコ・ライフ推進の一環として総合的な取り組みを推進します。
- 地域環境の状況を的確に把握し効果的な公害防止対策を推進するため、計画的な測定調査の実施と測定体制の整備を図ります。
- 化学物質の汚染対策については、町独自では対応が困難なことから、町民の協力を得て広く調査監視を推進するとともに、情報収集及び国・県など関係機関との連携により汚染対策を推進します。また、居住環境における化学物質の影響が懸念されつつあることから、身近な暮らしにおける化学物質との関わりについて普及啓発を進め、町民の自主的な対策と公共施設においては健康で安全な施設づくりを推進します。

● 車社会を反映する大気汚染及び騒音防止、エネルギー対策、交通安全などの観点から関係機関との連携によって、総合的な自動車公害対策の推進を図ります。
● 災害に強いまちづくりを進めるために、緑や地形地質などの環境情報の整備を進め、環境条件に応じた土地利用を推進します。
● 家畜に起因する土壌汚染・悪臭・水質問題については、家畜排泄物処理法等によって、総合的な対策を図ります。

《施策の体系》

基 本 施 策 (項)	個 別 施 策
1)大気汚染防止対策の推進	①産業公害の防止 ②生活型公害の防止 ③汚染を緩和するための対応策の推進 ④大気汚染監視測定体制の整備及び計画的な測定調査の実施
2)水質保全対策の推進	①事業排水対策の推進 ②生活排水対策の推進 ③水質監視測定体制の整備及び計画的な測定調査の実施 ④安全な飲料水の確保
3)悪臭防止対策の推進	①産業公害の防止 ②生活型公害の防止 ③臭気監視測定体制の整備及び計画的な測定調査の実施
4)騒音・振動防止対策の推進	①産業公害の防止 ②生活型公害の防止 ③道路騒音への対策 ④意図的・恣意的な騒音への対策 ⑤騒音・振動監視測定体制の整備及び計画的な測定調査の実施
5)土壌汚染防止対策の推進	①有害物質などによる土壌汚染の防止 ②土壌汚染監視測定体制の整備及び計画的な測定調査の実施
6)化学物質による汚染対策の推進	①有機塩素系化学物質による汚染の調査の推進 ②国・県や工業関係機関との連携による事業所の監視・指導及び汚染対策の推進 ③生活環境における化学物質に係る町民への的確な情報の提供 ④化学物質の影響などに係る情報の収集 ⑤地下水の水質検査に対する助成 ⑥農政関係機関との連携による減農薬・適量施肥の推進 ⑦融雪剤の影響調査と代替物の検討

7）自動車公害対策の推進	①低公害車の普及 ②公共交通機関の利用の促進 ③生活道路や高速道路の騒音防止対策の推進 ④その他の幹線道路における緑化の推進 ⑤環境に配慮した物流システムへの転換の推進 ⑥不要なアイドリングの停止の推進とアイドリングストップ車の普及の推進
8）太陽光パネルの劣化及び廃棄時対策の推進	①周辺環境への影響が認められた場合の把握 ②事業終了後の撤去費用積み立ての事業者への促し ③寿命を迎えた太陽光パネルや風水雪害などによる破損した太陽光パネルの廃棄問題について先進地の情報収集

《施　策》

第1項　大気汚染防止対策の推進

近年廃棄物の増大とともに不適切な焼却処理による苦情が増加しています。ビニールやプラスチック類の焼却によるダイオキシン類などの化学物質による汚染が懸念されており、ダイオキシン類対策特別措置法（平成12年1月施行）では50kg／時以上の焼却炉に対するダイオキシン類濃度の基準が定められるなど、新たな規制が進んでいます。これらを厳正に適用するなど、国・県などとの連携による積極的な汚染防止対策を推進します。

① 産業公害の防止

● 廃棄物適正処理の推進

・ビニール、廃プラスチック、廃油などの適正な処理の徹底と不適正な焼却処理に対する規制措置の導入などの対策強化

・紙類の再資源化の推進

● 事業における大気汚染物質の削減の推進

・オゾン層の破壊につながらない冷媒・溶剤などの使用推進

・事業にともなうその他の大気汚染防止の推進

② 生活型公害の防止

● 廃棄物適正処理の推進

・ビニール、廃プラスチック類の焼却防止と分別排出の徹底

・屋外焼却（いわゆる野焼き）の禁止の徹底と焼却施設への持ち込みの啓発

・不適正な焼却による大気汚染の防止などについての啓発

③ 汚染を緩和するための対応策の推進

● 宅地、事業施設の緑化の推進

（詳細は第2章「緑豊かで快適な個性あるまちづくり」の「緑の保全と創出」を参照）

④ 大気汚染測定監視体制の整備及び計画的な測定調査の実施

第2項　水質保全対策の推進

公共用水域の水質汚濁は環境破壊の側面と健康被害の側面をあわせ持つことから、水質保全対策は生活環境を保全し人の健康を保護することを基本に、上流域としての責務を果たし、自然環境豊かな上流域にふさわしい水質の確保を目標に推進します。

生活排水対策については水の循環及び高級処理に視点においた下水処理施設への接続と合併浄化槽の普及ならびに適正管理を重点に推進します。

また、生活排水の発生源である台所において、生ごみの適正処理・減量化や堆肥化の推進や、合成洗剤などの有害な化学物質の使用をひかえる取り組みなどを推進します。

事業排水については、水質汚濁防止法の排水基準が適用されない小規模な事業所を中心に対策を推進し、汚濁の進んだ河川については流域すべての事業所の協力によって汚濁物質の削減を推進するとともに、肥料等に起因する窒素等の調査監視をすすめます。

安全な飲料水の確保のため、河川における水源地周辺の自然環境の保全を推進します。

地下水については、井戸水を利用している町民もいるため、自主的な検査を推奨し、有機塩素系化学物質などの調査監視を行うとともに、関係機関との連携により汚染の防止を推進します。

① 事業排水対策の推進

- ● 排水処理施設の汚濁負荷の低減及び適正管理の推進
- ● 下水道処理区域の未接続事業所の指導の推進
- ● 水質未規制事業所の対策の推進
- ● 国・県などとの連携による対策の推進

② 生活排水対策の推進

- ● 下水道処理区域の未接続世帯の指導の推進
- ● 農業集落排水施設の利用の推進
- ● 合併処理浄化槽の普及及び適正管理の推進
  - ・浄化槽維持管理組合との連携による適正管理の推進
  - ・高性能な浄化槽の普及の推進
- ● 沈殿槽の適正管理の推進
- ● 台所や風呂場での生活排水対策の推進
  - ・生ごみの堆肥化の推進、合成洗剤や有害な化学物質の使用をひかえる取り組み

③ 水質測定監視体制の整備及び計画的な測定調査の実施

- ● 河川の定期観測の推進
- ● 河川環境に応じた測定項目の設定
- ● 検査機関との情報交換
- ● 情報収集及び調査分析能力の向上

④ 安全な飲料水の確保

- ● 水道水源地周辺の自然環境の保全及び水質測定監視の推進
- ● 水資源保全のための条例・要綱等の制定に関する検討
  - ・長野県水環境保全条例に基づく保全地区の保全

    大沢水道水源保全地区：40ha、平成 11 年指定　沢底穴山地籍：40ha、平成 12 年指定

第3項　悪臭防止対策の推進

悪臭に関する苦情は多く、その原因のほとんどが事業施設、畜産関係、農業（肥料）関係に関するものとなっています。このため、悪臭については発生源における対策を中心として推進し、施設などの改善や廃棄物の適正処理の指導を行っていきます。物を焼却する際に出る悪臭については、悪臭防止法の規制内容の周知を図り、適正な焼却を徹底します。

事業施設については、悪臭防止法の規制基準の遵守を徹底するとともに、悪臭の規制方法の見直しを図ります。

畜産施設の糞尿処理に係る悪臭は、当事者のみでは対策が困難であり、農業関係機関との連携によってコンポスト化施設など適正な糞尿処理の仕組みづくりなどの推進を図ります。

また、規制地域の見直しについて検討します。

① 産業公害の防止

- 事業施設における規制遵守の徹底
- ニオイの総合評価による悪臭防止対策の推進
- 家畜糞尿のコンポスト化など適正な処理の研究と関係機関の協力による対策の推進
- 辰野町土づくりセンターの堆肥の利用促進
- 肥料や農薬に起因する悪臭の実態把握と対策の推進
- 関係部門などの連携による適正な土地利用の推進

② 生活型公害の防止

- 悪臭の原因となるビニール、廃プラスチック類の焼却禁止と分別排出の徹底

③ 臭気測定監視体制の整備及び計画的な測定調査の実施

- 定期観測の推進及び調査分析能力の向上
- 臭気は変動が大きく、常時観測体制を取る必要があるためモニター制度の導入を検討

第4項　騒音・振動防止対策の推進

騒音・振動対策については商、工、農、住居地が適切に配置された土地利用が基本ですが、現況は都市計画法に定める用途地域内においても住工・住商などの混在化により、また地域外においても市街化の進展により騒音苦情が発生しています。

苦情の多くは一般道路や高速道路、小規模事業所等からのものが中心となっており、今後の対策として特定施設については規制の遵守を徹底し、小規模事業所については実情に応じた対策の指導を、生活に係る騒音については普及啓発を中心に対策を推進します。

高速道路の騒音対策については、防音壁設置や個別家屋の防音対策について推進します。

また、市街化進行地域を中心に規制地域の見直しを推進するとともに、長期的には、関係部門との連携により土地利用などの総合的計画的な推進を図ります。

① 産業公害の防止

- 特定施設に対する規制遵守の徹底
- その他小規模事業所の指導の推進
- 関係団体などとの連携による騒音防止技術の情報提供

● 都市化が進展し生活環境の保全が必要な地域について規制区域の拡大
● 関係部門などとの連携による適正な土地利用の推進

② 生活型公害の防止
● 近隣騒音（生活、娯楽などに係る騒音）に対するモラルの向上及び普及啓発の推進

③ 道路騒音への対策
● 高速道路における防音壁設置や個別家屋の防音対策の推進
● 一般道路における構造（舗装・グレーチング・鉄板等）の対策の強化

④ 意図的・恣意的な騒音への対策
● 車両の不正改造や暴走行為、街頭宣伝車による騒音に対する関係機関との連携による対策強化

⑤ 測定監視体制の整備及び計画的な測定調査の実施
● 環境・道路騒音の定期観測の推進
● 調査分析能力の向上

第5項　土壌汚染防止対策の推進

土壌は、生物の生存基盤として、また、物質循環の源として重要な役割を担っています。

こうした土壌はその組成が複雑で、一旦汚染されると長期にわたって影響が持続するという特性を有しています。これまでのところ辰野町においては、甚大な土壌汚染は確認されていませんが、今後も土壌の現況把握に努めるなど防止対策の推進を図ります。

① 有害物質などによる土壌汚染の防止
● 有害物質などの適正管理の徹底
● 不法投棄の防止
● 農林地土壌における重金属の自然賦存量の把握
● 市街地、工場・事業場の周辺及び跡地などにおける調査の推進

② 土壌汚染測定監視体制の整備及び計画的な測定調査の実施

第6項　化学物質による汚染対策の推進

化学物質は便利な生活を支える一方で年々数多く合成され、その環境への影響も未解明な部分が多くあります。近年、特にダイオキシン類をはじめとする有機塩素系化学物質や環境ホルモン等による地下水、土壌、大気の汚染が問題になってきていることから、調査監視を推進します。

① 有機塩素系化学物質による汚染の調査の推進
● 地下水、土壌汚染などの調査の推進

② 国・県や工業関係機関との連携による事業所の監視・指導及び汚染対策の推進

③ 住環境をはじめ生活環境における化学物質に係る町民への的確な情報の提供
● シックハウス症候群（化学物質過敏症）などの情報の提供

④ 化学物質の影響などに係る情報の収集

⑤ 地下水の水質検査に対する助成

⑥ 農業関係機関との連携による減農薬・適量施肥の推進

● 環境保全型農業の推進

⑦ 国・県や専門機関との連携による融雪剤の影響調査と代替物の検討

第7項　自動車公害対策の推進

自動車については暮らしや経済を支えるうえで重要な役割を果たしている一方で、大気汚染、資源・エネルギーの消費、騒音公害などの主な原因となっており、住民意識調査の結果や地球環境保全からも対策が望まれていることから積極的な推進を図ります。

① 低公害車の普及

● 電気自動車、ハイブリッド車などの普及、旧型ディーゼル車の更新

● 公共機関における計画的な導入の推進

② 公共交通機関の利用の促進

● 会議や会合の時間帯等の工夫

③ 生活道路や高速道路の騒音防止対策の推進

● 中央道公害対策協議会との連携による防音壁の設置などの推進

④ その他の幹線道路における緑化の推進

⑤ 環境に配慮した物流システムへの転換の推進

⑥ 不要なアイドリングの停止の推進とアイドリングストップ車の普及の推進

第8項　太陽光パネルの劣化及び廃棄時対策の推進

太陽光をはじめとした再生可能エネルギーは、遊休地の利活用や化石燃料の枯渇緩和の面、また長期的に安定した収益が見込めるといった面からも普及してきました。しかし、パネルの経年劣化による事故や環境への影響や、事業終了後の廃材の処理なども懸案事項となっています。

景観への配慮及び環境保全のため、先進市町村の有効な事例など情報収集を図ります。

①周辺環境への影響が認められた場合の把握

②事業終了後の撤去費用積み立ての事業者への促し

③寿命を迎えた太陽光パネルや風水雪害などによる破損した太陽光パネルの廃棄問題について先進地の情報収集

第2節　その他の良好な生活環境の確保

《基本方針》

近年、従来の典型7公害以外の事業活動や町民の生活様式に関わる環境問題の苦情が増加しています。その代表的な例としてペットの飼い方や空き地の管理、太陽光発電施設の設置に関するもの（パワーコンディショナーの騒音、電磁波対策）などがあげられ、ビルによる電波障害や日陰（日照）の苦情、無線やブースターによる電波障害なども想定されます。特に昨今は、人口減少や少子高齢化社会のさまざまな問題のなかで、適切な管理が行われないまま放置されている状態の空家が増加し、防災・防犯・環境・景観保全等の面で地域住民の生活環境に深

刻な影響を及ぼしており、その早急な解決が求められています。

これら個人の生活様式に係る問題については、普及啓発などによるモラルの向上や、地域のコミュニティの形成の推進などによって、お互いの理解と協力による解決を図ります。また、事業主に事前に環境への影響を調査するなどの指導を推進するほか、関係団体との連携によって防止対策を推進します。

また、安全で良好な生活環境を確保するうえで、防災対策は重要な課題ですが、この環境基本計画では危険地域の利用回避など、適正な土地利用を推進するうえで必要な環境情報の提供による支援を推進します。

《施策の体系》

基本施策　　(項)	個別施策
1)日照阻害、電波障害その他の公害対策の推進	①日陰規制などによる良好な住環境の確保の推進 ②電波障害に対する建築事前指導及び建造物障害防止などの推進 ③ハイテク機器、不法無線などによる電波障害の防止の推進 ④太陽光発電施設による光害対策の推進
2)まちの活性化を図ることを目的とした空家等の活用の促進	①空家等対策協議会の設置 特定空家等への対応
3)防災面からの適正な土地利用の推進	環境特性図による環境情報の提供 ②保水機能を中心とした多面的な効用を持つ山林・水田の保全・整備の推進
4)公害防止などに関する意識高揚及び自主的な取り組みの推進	①家庭でできる生活環境保全対策の普及啓発 ②事業所における公害防止対策の普及啓発と自主的な取り組みへの支援 ③わかりやすい環境データの提供 ④その他生活環境保全のための普及啓発、地域団体との連携などの推進

《施　策》

第1項　日照阻害、電波障害その他の公害対策の推進

建物等の日影によって居住空間や植物・農作物が影響を受ける日照阻害や、電波の通り道に障害となる物が建ってテレビの写りが悪くなる電波障害など、生活環境のほか景観にも配慮した対策を推進します。

① 日陰規制などによる良好な住環境の確保の推進

● 地区景観協定の推進による建築物の適切な設置

② 電波障害に対する建築事前指導及び建造物障害防止などの推進

● 関係団体などとの連携による防止対策の推進

③ ハイテク機器、不法無線などによる電波障害の防止の推進
④ 太陽光発電施設による光害対策の推進
● 施設建設前に影響を受ける地権者等の同意の徹底
● 既設の発電施設の光害対策として、管理事業者による対応の指導

第2項 まちの活性化を図ることを目的とした空家等の活用の促進

辰野町では増えていく空家へ対処していくために、「辰野町空き家等の適正管理に関する条例」（平成25年条例第28号、以下「条例」という。）を平成26年4月1日に施行し、対応を行ってきました。

一方国では、空家問題の抜本的な解決策として「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号、以下「法」という。）が成立し、平成27年5月26日に全面施行されました。辰野町では、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法に基づき、また、辰野町第五次総合計画等の上位計画を踏まえ、その目的に沿うよう「空家等対策計画」を策定します。

① 空家等対策協議会の設置

法の規定に基づき、地域住民や専門知識を有する者等により構成し、設置する「辰野町空家等対策協議会」において、特定空家等の認定に関する事項や対策についてさまざまな空家等の問題について協議を行います。

② 特定空家等への対応

空家等については、所有者等が自己責任により適切に管理することが前提ですが、所有者等の経済的な事情などから適切な管理を行うことができず、その管理責任を全うできない場合や、管理または利活用等について苦慮している住民からの相談に対し、この計画に基づき所要の対策および措置を講じるものとします。

●空家等に対する相談窓口

○総務課　危機管理係

・協議会および庁内会議に関する事項

・危険な空家等に関する事項

・特定空家等に関する事項

・防犯に関する事項

○まちづくり政策課　地方創生係

・空家等の利活用に関する事項

・空き家バンクに関する事項

・定住促進空き家改修費等補助金に関する事項

○建設水道課　道路管理係　都市計画係　上水道管理係　下水道管理係

・道路法に関する事項

・リフォーム補助金に関する事項

・上下水道に関する事項

○住民税務課　生活環境係　資産税係

・樹木、雑草等の繁茂に関する事項

・ゴミ等の放置、不法投棄に関する事項

・鳥獣害・害虫に関する事項

・固定資産税に関する事項

●空家等に関する対策の実施体制

(1)空き家対策庁内会議

空家等の対策は相談窓口がいくつもあることなどから、さまざまな担当がそれぞれの立場でかかわってきます。よって役場庁内における空家等の対策を総合的に推進するため、「空き家対策庁内会議」を設置し、情報共有を図りながら、関係各課において横断的に取り組みます。

(2)関係機関との連携

役場関係だけでは空家等対策は進まないため、町内不動産・建設関連企業や廃棄物等処理関連業者との連携や、警察等の防犯機関、消防等の防災機関とも連携をとり、空家等対策の促進に努めます。

●空家の適正管理に向けた周知・啓発

●空家等の実態把握

●空家等の利活用

第3項　防災面からの適正な土地利用の推進

辰野町は、東海沖地震による防災地域に隣接しており、平成7年の阪神・淡路大震災を契機に防災への対策強化が求められています。防災では、活断層、脆弱な地盤、崖崩れなど危険度の高い土地利用を避けることや、それらの利用に際しての配慮などその環境条件に応じた適正な土地利用が最も重要です。水、緑、地盤、文化財などの条件を環境特性図として整備し、総合的な環境特性の把握による情報提供を行い、防災計画や土地利用計画などを側面から支援していきます。

① 環境特性図による環境情報の提供

② 保水機能を中心とした多面的な効用を持つ山林・水田の保全・整備の推進

第4項　公害防止などに関する意識高揚及び自主的な取り組みの推進

家庭でできる生活環境保全対策として、食材を買い過ぎない(使いきれる分だけ買う)、作り過ぎない、賞味期限の近いものから購入するなど食品ロス削減への取り組みの周知。また、飲食店や事業所にも歓送迎会など宴会の時期にあわせて「３０(さんまる)・１０(いちまる)運動」の推進を図る。

① 家庭でできる生活環境保全対策の普及啓発
② 事業所における公害防止対策の普及啓発と自主的な取り組みへの支援
③ わかりやすい環境データの提供
④ その他の生活環境保全のための普及啓発、地域団体との連携などの推進

● 空き缶や吸いがら等のポイ捨て、空き地の管理、ペットの飼い方に対する啓発と有効な施策の推進

第2章　緑豊かで快適な個性あるまちづくり

考え方

自然と人とが共生し、調和した環境の中で、文化的、精神的な豊かさを実現するために水や緑、良好な景観などは重要な環境要素です。このため、緑化の推進や 公園の整備など、環境の質を高める生活基盤の整備を進めるとともに、身近な生活空間における水辺や緑、豊かな自然と一体となったまち並みや美しい農村景観の保全と創造を図り、うるおいとやすらぎに満ちた快適な郷土を築きます。

特に、辰野町の特別シンボルである「ゲンジボタル」をはじめとするホタルをキーワードに、自然の豊かさを活かした、やすらぎのある個性的なまちづくりを進めます。

第1節　緑の保全と創出

《基本方針》

この環境基本計画における望ましい環境像「ひとも　まちも　自然も輝く　光と緑と　ほたるの町」の形成に向けて、その施策が目に見える形で反映されるのが、この「緑の保全と創出」と「景観」の分野です。また、環境基本計画の基本理念である自然との共生を図っていくためには、山間地や周辺の緑地の確保とあいまって、市街地に計画的に緑地を配置確保していくことが必要となります。また、緑によるまちの装いは長い年月を経て形成されることから、長期的視点にたった着実な施策の遂行が必要であり、そのためには町政全体の手引書となる総合的な緑の確保について方針を明らかにすることが重要となります。

この節は、将来町民の財産として残すべき緑あるいは、新たに創出すべき緑を明らかにし、それらに対しての保全や適正利用の仕組み、緑化の推進などを中心に、豊かな自然との共生社会の構築を目指した施策をまとめたものであり、今後の辰野町の緑についての長期的基本的な計画として位置付けるものです。

特に、辰野町には、町の特別シンボルであり、環境庁の「ふるさといきものの里」や長野県の天然記念物にも指定されている「ゲンジボタル」をはじめ、国の天然記念物である「小野のシダレグリ自生地」、「横川の蛇石」があり、国の特別天然記念物の「ニホンカモシカ」が生息するなど、動植物や鉱物に至るまで、貴重でかつ特色のある自然が存在します。これらの特色ある豊かな自然を生かした個性ある地域の形成を目指します。

緑の確保についての基本方針は以下のとおりです。

- 緑の確保については、従来、国土保全や生産緑地のための山林などを除き、その質的な面（学術上貴重な地域を自然公園に指定するなど）からの保全について追求されがちでしたが、近年、物質循環や自然との共生の重要性に鑑みて、その量や配置面からの確保が求められてきています。

  このことから、今後の緑の機能の確保については、野生動植物との共存、水の循環、防災、人々の日常的なふれあいなどの視点が重要であり、従来の生産機能や国土保全機能の維持に加え、生態系の保全機能、快適環境の形成機能、文化機能などの向上を重点に確保することとします。

● 生物多様地域や貴重な生態系を有する地域のうち対応が必要な箇所については、他の法令などによる保全地域との整合性を図り、保全地域として指定等について検討します。このなかで、特に重要な地域については公的資金などによる確保を順次推進します。雑木林については、関係者の協力による適正な維持管理を推進します。

● 一定規模以上の開発事業については、地域に関わらず計画段階から事前の環境調査を行い、環境に影響の少ない工法を取り入れていくことにより、緑などの保全を推進します。
事業において環境の保全のための措置を検討する際には、環境に及ぼす影響をできる限り緩和するミティゲーションの考え方に基づいて、回避・最小化・矯正・軽減・代償の順に検討することとします。

※ミティゲーションとは：開発を行う際に、環境への影響を最小限に抑えるための代替となる処置を行うこと。

● 緑化の推進や自然の復元について、山間地においては原則その地域の在来種を用い、市街地域については在来種又はその他改良などを経て取り入れられた比較的安定し、良好に育つ樹種を用いることとします。緑化の指針となる「緑化樹木選定指針」の策定を検討します。

● 野生動物などの保護については、その生息環境の維持、すなわち樹林地など緑の確保の問題としてとらえ、特に個々の野生動物の保護には言及せず一般的な取り扱いにとどめます。

● 地形、地質などについては、緑や景観の保全地域以外で特に必要のある地域について保全を推進するほか、事前調整のなかで必要な配慮を推進します。

① 対象とする緑の範囲

・自然緑地……比較的山間地にある自然の生態系、水源かん養林などの緑地
・中山間緑地…里山、原野などの緑地
・水辺緑地……河川や湖沼の岸辺の緑地
・生産緑地……農林産物の育成・収穫を目的とした緑地
・公園緑地……公園、神社などにある住民が比較的自由に利用できる緑地
・都市内緑地…住民が自由に利用はできないが都市内の緑として価値を持つ緑地
・その他緑地…街路樹など

なお、生産緑地のうち農地については課題が多いことから、第5章「共通的・基盤的施策の推進」の第5項「農林業におけるの環境保全機能の向上」で扱います。

《施策の体系》

基本施策　　(項)	個別施策
1) 身近な緑を守る取り組み	①里山の保全 ②段丘崖の緑の保全 ③市街地の緑や社寺林などの保全、古木・大木の保存
2) 貴重な緑や生き物を守る取り組み	①貴重な植物群落や絶滅危惧種の保全 ②生態系を乱す帰化動植物等に対する監視と啓発
3) 水辺環境を守る取り組み	①河川や溜池（堤）の水辺環境の保全

	②湧水の保全と復元 ③湿地の保全 ④清らかな水の流れの確保
4）山の緑を豊かにする取り組み	①計画的な森林の育成管理 ②地域産の木材利用の拡大 ③山の保水機能の向上と山地災害防止 ④担い手の育成、地域連携
5）木の香ただようまちづくりへの取り組み	①公共施設における国産材の積極的利用 ②関係者の協力と理解の推進
6）緑を増やす取り組み	①公共事業、公共施設における緑化の推進 ②公共施設における緑の維持管理 ③事業所における緑化の推進 ④宅地の緑化推進 ⑤緑化樹木の選定
7）緑の中の街づくり	①緑のネットワーク形成
8）緑と水にふれあえる施設の整備	①市街地や近郊における緑地公園などの整備 ②親水公園などの整備 ③特色ある公園の整備 ④多自然型水路の維持保全及び形成 ⑤森林浴のできる森づくり
9）緑を守り育てる仕組みづくり	①緑を守り育てる制度の整備と活用 ②緑化などへの財政的支援 ③緑の羽根募金の活用 ④天竜川流域環境ネットワークの形成 ⑤自然環境の定期的な状況把握の推進

《施　策》

第1項　身近な緑を守る取り組み

里山、段丘崖の緑、市街地における緑、社寺林など身近な緑は、都市化の進展やこれらによる様々な環境問題の顕在化にともなって、大気浄化機能の役割や人間と野生生物との共存の場として、また人々のふれあいの場や景観の形成の要素などとして、その重要性がますます増してくることから、次のような施策を推進していきます。

① 里山の保全

人々の暮らしと共存してきた里山は、近年、生活様式の変化や過疎化の進行、開発などによって減少や荒廃が進んできています。しかし、こうした里山は、生物多様保全機能の確保や人々が身近な自然に触れ人と自然との関わりを学ぶ場所としての文化機能上重要であることから、適切な保全を推進します。特に、里山に生息・ 生育する貴重種の保全への取り組みを積極的に推進

します。

- 生物多様地区や貴重な生態系を有する地区の調査、保全の推進
- 必要な区域について公的な資金による確保の推進
- 緑とふれあう場としてのレクリエーション林の確保
- 環境に配慮した開発事業などの推進
- 雑木林を生かした町民の森などの確保
- 町民、事業者、行政の協力による適正な維持管理の仕組みづくり

② 段丘崖の緑の保全

河岸段丘に沿って連なる緑は、伊那谷の風景を特徴付け美しい自然景観を形成するとともに、生活環境の保全や生き物の移動に大きな役割を果たしています。また、活断層に沿うこの緑は地震の際の緩衝帯などとしての役割をも担っており、これらの機能の維持に向けた適切な保全を推進します。

- 面的に緑地としての保全が必要な地区の調査、保全の推進
- 緑地を残す工事・工法などの推進

③ 市街地の緑や社寺林などの保全、古木・大木の保存

- 公園などの適正管理の推進
- 斜面の緑の保全と緑地を残す工事・工法などの推進
- 社寺林の調査と適正維持管理の推進
- 保存木・保存樹林の指定推進と維持管理への支援

第2項　貴重な緑や生き物を守る取り組み

貴重な植物群落やレッド・データ・ブックなどに掲載の絶滅危惧種については、開発などによる消滅を避け、適切な保存を推進します。

① 貴重な植物群落や絶滅危惧種の保全

- 貴重な緑や生態系の調査、保全の推進
- 公的な資金による確保の推進
- 事前調査による保護の推進
- 貴重種などの調査、PR

② 生態系を乱す外来動植物等に対する監視と啓発

- 新たな外来動植物の分布状況等に関する調査
- ブラックバス等の放流や愛玩動物の飼育放棄などに対する監視
- 外来動植物等の定着が生態系等に与える影響に関する啓発
- 外来動植物等の定着による影響を防ぐための対策の推進

第3項　水辺環境を守る取り組み

都市化の進展や開発などによって最も大きな変化と影響を受けたのが、河川などの岸辺の自然や、湧水・湿地などの水辺の生態系、地表のコンクリート化による水循環系であるといわれています。このため、「こぶな釣りしかの川」というような光景がほとんど見られなくなり、特に子供たちと自然と

の関わりが希薄になってきています。

こうしたことから、人間と生き物の共生の観点から水辺の健全な生態系機能の維持、自然とのふれあいなどの文化機能の確保、土壌の水循環機能の確保などに配慮し、水環境の保全施策を推進します。

① 河川や堤の水辺環境の保全

自然護岸が残っている河川や用水については原則としてその保全を推進し、改修に当たっては多自然型工法の導入など生態系への配慮や親水性の確保を推進します。また、既に自然が失われた河川については、可能な限り自然護岸の復元を図り、川の機能の創出に努めます。

河川改修については、町単独事業は少ないことから国・県などとの連携によって保全を推進します。

また、堤については数も少なくなってきている状況において、多様な水棲生物の棲み家であり、近年は渡り鳥の休息地ともなってきていることから積極的に保全を推進します。

- 自然の河岸の保全と多自然型工法による河川改修の推進
- 親水護岸や水辺林の整備
- 河川の自然復元事業の取り組みの推進
- 生物調査の推進
- 国・県などとの連携推進
- 溜池などの生態系の調査や生態保全上重要な溜池についての保全の推進及び自然護岸の確保の推進
- 河川敷の過度な人工的利用の回避

② 湧水・地下水の保全と復元及び周辺環境の整備

- 湧水の現況調査の推進
- 湧水の保全と復元の推進

③ 湿地の保全(※藤沢、矢彦神社境内等にあります)

湿地については、そこにしか生育しない特有の貴重な動植物が見られ、重要な生態系システムを形成していることが多く、できるかぎり保全を推進します。

- 湿地の生態系の調査及び保全の推進
- 開発事業における配慮の推進

④ 清らかな水の流れの確保

近年、開発や単層林化による森林の保水力の低下や地盤のコンクリート化の進行により土壌への水の浸透が阻害されてきたことに加え、一方で家庭生活においては水の消費量が増加してきたことから、通常における川の水位が低下してきています。

このことが河川を排水路化し水質の悪化につながるとともに、雨量の多い日には一度に水が排出され都市洪水が起きる要因となっています。

こうした水循環の阻害が生態系の破壊や生活環境の悪化を招いてきていることから、河川流域の自然環境の保全を推進するとともに、必要以上の地盤のコンクリート化を避け水循環が維持されるような土地の利用を推進します。また、家庭・事業所における節水も推進していきます。

- 広葉樹などによる山の保水力の向上

- 流域の自然環境の保全
- 水道水源保全地域（県指定：沢底穴山地籍）の保全
- 公共施設設置などにおける透水性舗装や緑地確保の推進
- 市街地における緑地の確保の推進
- 家庭、事業所における節水の推進
- 用水路の環境整備

第4項　山の緑を豊かにする取り組み

辰野町は豊かな森林に恵まれていますが、山の豊かさを維持していくためには、これまで植林されたヒノキ、スギ、アカマツ、カラマツなどの間伐や、土砂崩落の復旧などを推進していく必要があり、林層の単一化（単層林化）による保水能力低下を防止するため、択伐も課題となっています。また、国産材の計画的な利用拡大も森林の保全に欠かせない状況にあります。

平成18年の豪雨災害により、辰野町では多くの「表層崩壊」と呼ばれる山崩れが発生し、尊い命が奪われました。森林の樹木は、根が土中に深く進入して生育しているため山崩れを防止したり、落ち葉や下草などの地表被覆物により土砂の流入を防止するなどの働きがあります。

近年、林業従事者および地権者の高齢化により、森林の手入れが激減してきており、山が荒れてきています。

これらのことから、産業としての林業の安定化のために、国産材の利用を積極的に図るとともに、山地災害を防止するために森林の持つ公益的機能の維持に対して計画的な公共投資と関係者や地域住民との連携による保全を推進していきます。

① 計画的な森林の育成管理
- 計画的な植林と伐採の推進
  - ・地域森林整備計画、流域森林整備計画の推進
  - ・環境に配慮した搬出道路の整備

② 地域産の木材利用の拡大
- 木の良さのPR
- 木材、建築業者との連携による利用拡大

③ 山の保水機能の向上と山地災害防止
- 除伐、間伐の推進
- 治山事業の推進
- 保安林率の向上の推進
- 病虫害、獣害対策の推進
  - ・松くい虫、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ等による被害への対策

④ 担い手の育成、地域連携
- 林業従事者の育成と支援
- 労働環境の向上
- 地域住民の支援促進

第5項　木の香ただようまちづくりへの取り組み

この分野は、環境基本計画を貫く基本的な理念を具体的なものにする重要な施策の一つであり、生態系における物質循環機能の維持、安全な生活環境の確保、文化機能の維持、森林の計画的な育成管理など様々な分野の課題に対する解決につながるものとして積極的な取り組みを図ります。

① 公共施設における国産材の積極的利用

- 公共施設における施設設置基準及び利用規定などの整備
  - ・教育、福祉施設における積極的利用の推進
- 国産材利用による環境共生住宅の建設とPR

② 関係者の協力と理解の推進

- 建築関係者との連携推進
- 木の文化、木の良さについてのイベントなどの開催

第6項　緑を増やす取り組み

辰野町においても、周辺の山々に比較して市街地では都市化の進展に伴い緑が減少してきています。このため、生活環境の保全、生き物との共存、景観形成、自然とのふれあいなどの観点から、緑化を推進していきます。また、町の木「しだれ栗」・町の花「ふくじゅ草」を緑化のシンボルとして位置づけます。

① 公共事業、公共施設における緑化の推進

- 公共建物について一定の緑地確保の推進
- 市街地の道路については、目標を掲げて沿道緑化の推進
- 公園緑地については、目標を掲げて緑地面積の確保を目指した施策の推進
- 川岸など水辺の緑化の推進

② 公共施設における緑の維持管理

- 緑の効用について普及啓発など町民意識の高揚の推進
- 樹木や緑地・公園について、地域住民の協力による、自主的な適正管理の仕組みづくりの検討
- 住民の協力を得やすいように落ち葉などの処理について、落ち葉溜めや堆肥化施設の研究

③ 事業所における緑化の推進

- 自主的な取り組みの推進
  - ・敷地内緑化の推進
- 施設設置や開発事業について、一定の緑地確保の義務付けの検討

④ 宅地の緑化推進

- 自主的な取り組みの推進
- ブロック塀の生け垣化の推進
- 緑の生け垣・花壇づくりへの支援
  - ・生け垣コンテストなどの開催、補助制度の検討

● 緑地確保の義務付けと支援の検討
・樹種のアドバイス、情報提供、土の入れ換え等
● 緑化市などにおける苗木・草花・花の種子等の配付
● 庭木等の不要樹木の再活用の斡旋

⑤ 緑化樹木の選定

緑化樹木の選定にあたっては、生態系のバランスを保ち、風土にあうようにするため、この地方の在来種の植栽を優先し、普及啓発や補助などで推進を図ることとします。公共事業における植栽の基本とするための「緑化樹木選定指針」の策定を検討します。

第7項　緑の中の街づくり

自然と共生する地域づくりを具体的に推進するため、拠点となる緑とそれらを結ぶ緑のラインを基本とした地区ごとの緑のネットワーク計画（緑の基本計画）つくりを推進します。

① 緑のネットワーク形成
● 地区ごとの緑の配置計画の策定

第8項　緑と水にふれあえる施設の整備

町民が身近にふれあえる自然を生かした施設の整備を推進します。

① 市街地や近郊における緑地公園などの整備
② 親水公園などの整備
③ 特色ある公園の整備
④ 多自然型水路の維持保全及び形成
⑤ 森林浴のできる森づくり

第9項　緑を守り育てる仕組みづくり

緑の保全と創出を町民、事業者、行政が共通の認識の下に総合的計画的に推進していくためには、それぞれの事業がこの計画にそって行われるよう、一定の調整や町民の自主的な取り組みへの支援が必要であるため、次のような仕組みづくりを推進していきます。

① 緑を守り育てる制度の整備と活用
● 緑地の保全と緑化の推進に係る条例等の整備
緑の保全と創出に関する総合的な条例・要綱等として整備を推進します。
・自然環境保全地区、貴重な生態系の保全地区、生物多様保全地区、緑地保全地区、保存樹木などの指定
・緑化推進地区の指定
● 保安林制度の活用
水源かん養保安林、土砂流出防備保安林など目的にそった保安林指定の推進

② 緑化などへの財政的支援
● 町の拠出や有志の寄付などによる資金の運用

緑の生け垣・花壇づくりなど町民活動の支援、保全地域の確保

③ 緑の羽根募金の活用

● 苗木の配布など

④ 天竜川流域環境ネットワークの形成

これからの緑の保全については、その生態系の保全機能、文化機能、水源かん養機能などの公益的機能（自然の恵み）に対して投資していくことが必要であり、それには緑の存する山村地域の一自治体のみでは困難であることから、天竜川流域の自治体とのネットワーク化を図るなどして段丘崖の緑や山々の保全を推進します。具体的には、既に運営されている河川パトロールや川の生き物調査などの取り組みとの連携

⑤ 自然環境の定期的な状況把握の推進

第2節　良好な景観の形成

《基本方針》

景観は長い年月を経て形成されることから、第1節で揚げた「緑の保全と創出」と同様、長期的視点にたった着実な施策の遂行が必要とされ、そのためには町政全体の手引書となる総合的な景観の維持・創造についての方針を明らかにすることが重要となります。

本施策は、今後、辰野町が良好に保全あるいは創出すべき重要な景観形成をとりまとめたものであり、行政における今後の町の景観についての長期的基本的な計画として位置付けるものです。

良好な景観の多くは、様々な環境要素により形成され、町民生活や経済活動と密接に関連していることに鑑み、景観の保全と創出を図るべき地区として具体的な地域（地区）などを設定していきます。

① 対象とする景観の範囲

・山地・森林地区
・山里・田園地区
・居住地区
・まちなか地区
・工業地区
・河川地区
・沿道地区

良好な景観の基本は、町の美しさを形づくることであり、まちの美しさとは「自然が美しい」、「まち並みが美しい」、「人の心が美しい」の3つの美しさが響き合う状態ともいえます。

これを実現するためには次の4つの基本的な取り組みが必要となります。

1　美しいもの（視対象）を保全・創出すること
2　美しさをとらえる場所（視点）を確保すること
3　美しくないものを改善または除去すること
4　美しいものに感じ、美しくないものを見抜く心を育むこと

こうした基本的な取り組みをふまえ、辰野町の地域特性により町の景観を、「自然」、 「田園」、「中心街・商工業地」、「住宅地」の4つの分野で面的にとらえ、景観形成における先導的役割を果たすべきものでありまた大きな影響をもたらすものとして「公共施設」を独立して取り上げます。

さらに、以上の5分野に横断的に関わり景観形成のキーポイントともいうべき「町民の参加」についての分野と、景観形成のための基本計画を取り入れ、以下の7分野により景観形成を推進します。

1 辰野町景観計画の策定と共通の取り組み
2 緑豊かな自然景観の形成
3 美しい田園風景の形成
4 魅力とうるおい、まとまりある市街地・商工業地の景観形成
5 やすらぎのある住宅地の景観形成
6 先導的な役割を果たす公共施設の美観形成と景観配慮への仕組みづくり
7 町民参加及び自主的な取り組みの推進

《施策の体系》

基本施策　　(項)	個別施策
1)辰野町景観計画と共通の取り組み	①辰野町景観計画を推進する ②景観形成のための共通の取り組み
2)緑豊かな自然景観の形成	①伊那谷の雄大な自然景観を活かす ②美しい河川を維持・保全する
3)美しい田園風景の形成	①景観資源としての農地を見直す ②農村の歴史文化を生かす
4)魅力とうるおい、まとまりのある市街地・商工業地の景観形成	①地域特性を生かした美しいまち並みをつくる ②楽しく歩ける通りをつくる ③環境に配慮したまとまりのある工業地をつくる ④憩える公園・緑地をつくる ⑤景観重要建造物の指定についての検討
5)安らぎのある住宅地の景観形成	①美しい家並みをつくる ②緑に包まれた住宅地をつくる
6)先導的な役割を果たす公共施設の美観形成と景観配慮への仕組みづくり	①公共建物の美観形成
7)住民参加と自主的な取り組みの推進	①景観協定の締結 ②その他の取り組みについての検討

第1項　辰野町景観計画と共通の取り組み

① 辰野町景観計画を推進する

- うるおいと個性のある景観の形成と創造
  - ・景観形成方針の設定
  - ・地区景観協定の推進（上平出地区にて実施）
  - ・届出制度の創設

② 景観形成のための共通の取り組み

山地、森林、山里、田園、居住地、まちなか、工業地のそれぞれの特性に調和した、うるおいと安らぎが感じられるような環境づくりを推進し、居住空間の環境の質的向上を図ります。

- 美しい街並みの形成と創造
  - ・緑地など良好な景観の形成に努める
  - ・良好な視点場（してんば）について段階的に整備を進める
  - ・地域の景観形成活動に対して協力
- 景観重要建造物の方針を策定
- 歴史的・文化的沿道景観の保全についての地元での取り組みの支援
- 利用者の安全性を最優先にした維持管理のしやすい道路整備
- 景観重要樹木の方針を設定
- 自然景観に配慮した良好な河川景観の形成

第2項　緑豊かな自然景観の形成

辰野町の自然景観を構成している要素として代表的なものは、山では北に塩嶺王城県立公園の大城山塊、西に中央アルプス、東に南アルプスとその前衛である伊那山脈などです。

川では地域を北から南に貫流する天竜川であり、そこに流入する横川川、北の沢川、前沢川、上野川、沢底川、樋の沢川、横川川の支流である小野川、小横川川などがあります。

辰野町は天竜川を最も低い位置として、その両側を天竜川に向かって傾斜をなしている、いわば斜面に形成された居住地域です。

良好な自然景観を維持するためには、山や川などの「視対象」の保全、良好な景観を見る場所「視点場」の保全が重要であるといわれ、これらの点に留意し施策を推進する必要があります。

以上のようなことから、今後の美しい地域景観の形成にあたっては、次の点を基本に推進することとします。

- 身近な景観資源について保全を推進します。

① 伊那谷の雄大な自然景観を活かす

両アルプスをはじめ山々の雄大な眺めは、段丘崖や扇状地の高台からよく眺められ人々に感銘を与えるものです。町民に親しまれている眺望の良い場所の整備に努めます。

② 美しい河川を維持・保全する

まちの表情をつくりまた良好な地域景観形成を図るうえで川の景観が果たす役割は大きくその重

要性を認識し、それぞれの川の地域的特徴を生かして、うるおいとやすらぎのある川岸の保全並びに整備をすすめるとともに、河川景観の向上を図ります。

第3項　美しい田園風景の形成

① 景観資源としての農地を見直す

農地は田園風景を構成する重要な要素であり、農業振興と住宅環境等の整備の両面の調和を図りつつ積極的な保全を推進します。

② 農村の歴史文化を生かす

農村の集落が培ってきた歴史的環境の保全と活用及び地区伝統行事の継承を図るとともに、それらの歴史と調和の取れた住宅整備や開発を誘導するほか、四季折々の景観が楽しめるよう緑化や古木などの保全によりその地域の特色が出るような取り組みを支援し、心ゆたかに楽しく暮らせるような地域づくりを推進します。田園風景を重視する地区においては、構築物に対して地域にふさわしいデザインなどの誘導を図っていきます。

また、歴史ある民家などすぐれた文化的施設の保全を推進します。

第4項　魅力とうるおい、まとまりのある市街地・商工業地の景観形成

① 地域特性を生かした美しいまち並みをつくる

辰野町としての地域特性を生かしたまち並みを形成するため、個々の建物の美観ばかりでなく、面としてのまち並み全体の形成に重点を置くことを基本として、周辺建物との調和を図りながら個々の美観を高めるよう誘導します。

② 楽しく歩ける通りをつくる

従来、中心部の道路環境の整備は中心街への車の流入に対してどう利便性を図るかという観点から進められてきました。しかし、今後は地区に調和したゆとりと特色を持った歩行者中心の通りの整備や、歩道面の美化や周辺環境と調和するストリート・ファニチャーの設置、さらには、通りに面する空き地の確保などにより快適な歩行者空間の整備を推進します。この場合、まちなかには様々な表示や、展示物があふれる傾向にあることから、トータルなまちの雰囲気づくりの中で調和を図っていく必要があります。

また、緑化などを推進し、良好なまち並みの活用を図ります。

③ 環境に配慮したまとまりのある工業地をつくる

今後の工業地の形成については、より自然や景観への配慮を推進していくものとし、積極的な緑化を検討します。また、既存の工業地についても緑化の推進を検討します。工場建物のデザインなどについてはその地域の特色や景観資源の保全に配慮したものへと誘導します。

④ 憩える公園・緑地をつくる

市街地の中に緑や土とふれあえる憩いの空間づくりを推進します。

⑤ 景観重要建造物の指定についての検討

景観重要建造物の方針を設定します。

第5項　安らぎのある住宅地の景観形成

① 美しい家並みをつくる

既成住宅地の中でその景観が地域に親しまれている地域については、統一感のある美しい家並みを保全します。

② 緑に包まれた住宅地をつくる

緑の生け垣などの活用に努めるなど、美しい住宅地の景観を形成します。

第6項　先導的な役割を果たす公共施設の美観形成と景観配慮への仕組みづくり

① 公共建築物の美観形成

公共建築物は、維持管理の面からこの地域の気象条件に適したうえで、省エネ、省資源に配慮することがまず第一に重要と位置付けます。

次に、建物の機能とデザインの一体性を確保し、景観上好ましく周囲と調和するシンボル的存在として住民に親しまれるものを建設することを基本とし、設置後の美観維持に務めます。

公共施設事業指針に沿って整備を進めます（辰野町景観計画）。

第7項　住民参加と自主的な取り組みの推進

それぞれの地域において、住民参加による自主的な景観協定（県の景観形成住民協定等）の締結を中心におき、住民の良好な景観形成への意識高揚や活動に対する次のような支援や誘導を推進を検討します。

①景観協定の締結

- 締結地区などについては、建築物への指導など協定の遵守を推進します。
- 町がまち全体の景観形成の必要性や方向性を積極的に示すとともに、良好な景観形成に向けて地域の良さを発見するための住民参加による環境ウォッチングなど、地域ぐるみの取り組みが促進されるような支援を検討します。
- ごみのないきれいなまちをつくるため、住民のモラルの向上を図り、また、地域の清掃美化活動の展開を図ります。
- 先進地域の取り組みを紹介するなど、住民自らが考え行動できるような効果的な情報提供や普及啓発を推進します。

②その他の取り組みについての検討

- 良好な景観形成の要素として緑は最も重要であり、保存木・保存樹林（下記※）の指定の取り組みと合わせて、住民参加による地域の樹木の管理についての理解の推進を検討します。
- アメリカシロヒトリ、アレチウリ、オオハンゴンソウ、オオキンケイギク等の特定外来生物については、生態系や景観保全上等の課題となってきており、住民参加による防除の推進を検討します。
- 事業者に対して地域における良好な景観形成への理解と協力の推進を検討します。
- 景観形成重点地区における住民の自主的な建物改修について補助制度などの整備を検討します。

※辰野町保存樹木指定要綱

保存樹木　22件

保存樹林　10件

第3章　地球にやさしい、資源循環型のまちづくり

考え方

資源やエネルギーの大量消費に支えられたこれまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」の生活スタイルや経済システムが見直され、景気低迷もあいまって廃棄物は減少傾向にあります。しかし、資源及び廃棄物問題は遠くは熱帯林の減少などの地球環境問題につながっていることから、省エネルギーや省資源をはじめ、廃棄物をより少なくする取り組み、リサイクル製品の利用への取り組みなどを促進するとともに、「より多くの廃棄物を出すもの（より環境に負荷をあたえるもの）が、より多くの費用を負担すること」を社会経済活動の原則として、私たちの生活スタイルや事業スタイルをより環境への負荷の少ないものへと転換していく施策を進めます。

第1節　廃棄物の適正処理

《基本方針》

景気低迷が続くなか、また地球温暖化防止等環境問題への関心の高まりにより事業活動や日常生活から排出される廃棄物の量は減少傾向にあります。しかしその処理には多大なコストが費やされており、処分施設の更新や最終処分場の確保は困難さを増しています。

現在、排出されている廃棄物の中には多量の再利用可能なものが含まれていることや資源が有限であることから、廃棄物対策においては、まず、生産・流通・消費の各段階において徹底した廃棄物の削減を行い、そのうえでなお排出せざるを得ない廃棄物については可能な限り再資源化・再利用を行うことを基本とすることが重要です。このことに関しては、再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）が平成12年に「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改正され、また、同年に「循環型社会形成推進基本法」が新たに制定され、資源の有効活用の順位として、ごみの排出抑制（Reduce ／リデュース）・再利用（Reuse／リユース）・再生利用（Recycle／リサイクル）が定められる等してきています。

これらの法令によると、廃棄物の排出を抑制し、更に再利用（他の人に貸したり、譲ったり、フリーマーケットやバザーに出す等も含む）・修理（Repair／リペアー）等を推進して、なおかつ必要性や別の使い道がなくなったものを、原料や材料などとして生まれ変わらせることがリサイクルであるが、そのリサイクルのためにも多くのコストがかかることから、いわばリサイクルはごみを減らす最後の手段であるという考え方を基本としています。

また、リサイクルが進んでも、リサイクルによる再生品の利用が進まないとリサイクルの「輪」がつながらないことから、リサイクル製品の利用促進もあわせて取り組みます。特に、平成12年にグリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が成立し、国や地方自治体に対して環境負荷の低減に資する物品等の調達の推進等が義務づけられており、積極的に取り組むこととします。

このようなことから、この分野は資源を大切にした循環型社会の形成に向けて廃棄物の削減及びリサイクルの推進のための具体的な目標を掲げ、これを達成するために町民、事業者、行政の適切な役割分担の下にその適正な処理を推進する施策をまとめたものであり、今後の町の関与する一

般廃棄物を中心とした廃棄物処理の基本的な計画とします。廃棄物処理については、上伊那広域連合においてごみ処理広域化計画が策定され、これに基づいて、平成15年に始まったごみ処理の有料化に引き続きごみ処理施設の統合・新型炉の建設とあわせてごみ処理の統一・ごみの減量化等が検討されており、この広域化計画との整合性のうえに取り組みを進めます。また、廃棄物の処理にあたっては、この地域から出た廃棄物は、この地域のなかで処理することを原則とする自己完結型の処理をめざします。

なお、産業廃棄物については、その処理に困難を極めていること、また不法投棄の防止の観点から処理施設の設置やリサイクルの推進など、県などの施策に対応しながら進めていくこととします。

《施策の体系》

基本施策　　(項)	個別施策
1)削減の推進	①日常生活における自主的削減の推進(生ごみ処理器設置補助制度の利用など) ②消費、事業活動における自主的削減の推進 ③使い捨て容器等の不使用の推進 ④ごみ処理費用負担制度の見直しの検討 ⑤廃棄物の少ない製品開発、流通システムづくりなどへの支援
2)リサイクルの推進	①原材料利用としてのリサイクル ②廃食用油の再利用についての検討(各区に回収ボックスを設置、役場でも引き取り) ③住民・事業者のリサイクル活動支援 ④リサイクル製品の利用及び再利用の推進
3)適正な処理の推進	①日常生活における適正処理の推進 ②事業における適正処理の推進 ③不法投棄防止の推進 ④収集・運搬における適正処理の推進 ⑤適正な処理のための調査研究など
4)処理施設の整備と適正管理	①リサイクル推進のための施設整備 ②適正処理のための施設整備と維持管理
5)町の下水処理施設から発生する汚泥の適正処理及びリサイクル利用の推進	①合併処理浄化槽及び農業集落排水処理施設からの汚泥 ②下水道処理施設から発生する汚泥
6)その他の普及啓発など	①環境美化活動の推進(春と秋に実施する530運動) ②普及啓発の推進 ③地域団体との連携 ④学校教育におけるごみの適正処理に関する知識の普及 ⑤広域行政などによる連携

《施　策》

第1項　削減の推進

ごみ処理の中で最も重要なことは、ごみをできる限り減らすということですが、従来からの買物袋（買物かご）持参運動、パンフレット配布のような普及啓発だけで限界があります。

こうしたなか、平成7年に容器包装リサイクル法が成立し、平成9年度から一部施行、平成12年度から全面施行となり、さらに平成10年には家電製品 リサイクル法（平成13年本格施行）、平成12年には国が「循環型社会元年」と呼ぶように循環型社会形成推進基本法や建設廃材リサイクル法・食品ごみリサイクル法等が制定され、リサイクル法も改正されました。消費段階における全ての主体に対して、ごみの削減への取り組みを一層促し、資源の有効活用に結びつく契機として、より多くの廃棄物を出すものがより多くの負担をすることを原則」（受益者負担）としたごみ処理費用負担制度が平成15年度に導入され、その年からごみの収集量が激減しました。さらに削減に効果的な施策を推進していくこととします。

① 日常生活における自主的削減の推進

- 繰り返し使える容器（ビールびんなど）や詰め替え商品の使用の推進
- 令和2年7月からレジ袋の有料化が義務付けられます。海洋プラスチックごみ問題への取り組みのひとつとして、買物袋持参運動（マイバッグ運動）をすすめ、ごみとなるようなものを家庭に持ち込まないようにする
- 買い物や調理の工夫などのエコクッキングなどによる生ごみの削減と水切りの励行
- 生ごみの堆肥化の推進
- 過剰包装を断り、使い捨て製品の消費・使用をひかえる
- 電気製品、家具、日用品など、壊れたら修理したりして長く使用する

② 消費、事業活動における自主的削減の推進

- エコ・オフィスへの取り組みの推進
  事業所における減量計画の策定などによる取り組みの推進
- エコ・ショップへの取り組みの推進
  エコショップのPRなど、小売店などにおける包装の簡素化への取り組みの推進

③ 使い捨て容器等の不使用の推進

町主催の催しや行政の関与する催しにおいて使い捨て容器の使用をひかえ、各種団体、事業者及び住民生活における各種行事においても同様な取り組みを推進します。

④ ごみ処理費用負担制度の見直しの検討及びごみの減量化の促進

- 家庭ごみ

ごみの処理費用は町の一般財源によってまかなわれていますが、税金という間接的な費用負担のため、多額の処理費用を要しているにもかかわらず、処理費に対する町民の関心は高まっていません。

また、負担感がないことから、使い捨て商品などではその利便性の面ばかりが強調され、この

ような商品を生産・販売している事業者に対して抑止作用がはたらかず、結果としてごみの増加・氾濫といった悪循環をもたらしています。

このような状況のなか、国においては、生産、流通段階においてごみの削減を推進することとし、容器包装廃棄物についてはその引取り義務を事業者に課することによって、より廃棄物の少ない商品開発を促すことを目的として、平成7年に容器包装リサイクル法が制定されました。これらを契機に、消費者においても大量消費・大量廃棄社会の変革に向けて一定の社会的責任を果たしていくことが求められてきており、受益者負担の原則にのっとり処理費用負担制度の導入が全国的に進んでいます。この費用負担制度は処理費用の財源確保自体を目的とするというよりも、処理費用を負担することにより、ごみ処理に対するコスト意識の高揚、処理負担の公平化及び一人ひとりのごみ削減やリサイクルへの取り組みの促進をねらいとするものです。

上伊那広域連合では平成15年度からごみ処理費用有料制度を導入し、平成 29 年度には制度の一部改正により料金の改定等が行われました。今後も上伊那広域連合では負担額の見直しを検討していきます。

● 事業系一般ごみ

町が関与する処分において家庭ごみと同様に受益者負担の原則に基づき適正な負担による処理を行います。

⑤ 廃棄物の少ない製品開発、流通システムづくりなどへの支援

● 関係団体との連携による支援

● 環境関連産業や廃棄物の少ない製品開発、流通システムづくりなどへの支援

・自社製品や販売品の自主回収システムの整備・拡充
・再生利用が可能な製品、長期間使用できる製品の開発
・製品の詰め替え利用、梱包・包装材の簡素化や再使用・再利用の促進
・過剰包装品や使い捨て製品の製造、販売、消費、使用の自粛
・生ごみの堆肥化など、事業活動にともなって発生するごみのリサイクルの推進
・製品の修理などアフターサービスの充実
・再生資源利用製品の積極的購入、利用

第2項　リサイクルの推進

廃棄物（ごみ）は「捨てる」から「利用へ」と基本的考え方が変わってきており、有効なリサイクルを推進します。容器包装類については、平成9年度からは容器包装リサイクル法の一部施行に伴い、スチール製缶類・アルミニウム製缶類、びん類3種類及び紙パック、段ボールの7種類で、さらに平成11年2月からはペットボトルを加えて分別収集しています。また、容器包装リサイクル法の対象外の金属類や古紙・乾電池などについてもリサイクルのための収集を行っています。平成12年度の容器包装リサイクル法の完全施行にともなって「その他プラスチック類の容器包装」と「その他紙類の容器包装」が新たに分別収集の対象となりましたが、その内、「その他プラスチック類の容器包装」については伊北環境行政組合で検討し、平成15年度から収集し始めました。また、古紙類については、現在、辰野町においては、紙パック、段ボール、厚紙（ボール紙）、新聞・雑誌、広告類、

雑誌類、古布の計7分類で収集しています。この内、段ボールについては、容器包装リサイクル法では有償または無償で譲渡されるものとして扱われ、分別収集しても事業者に再商品化義務が生じないため、従来通り対象を容器包装に限定することなく収集するものとします。

その他の紙については、

ア. 選別することにより紙の原料として利用することができるものについては現行の古紙類の収集において収集を続ける

イ. 原材料として利用できないものについては可燃物又は不燃物として収集・処理を続ける

ウ. 広告類と一緒に排出・収集されている包装紙類については、雑誌類として収集を続ける。

エ. 半紙等、その他の紙については、雑誌類として収集を続ける。

オ. ごみ組成調査によれば、ごみの組成に占める「紙・布類」は常に4割前後を占めており、再利用可能な古紙類も多量であるため、一層の分別の徹底を図ることとします。

また、可燃物などのエネルギー資源としての利用の推進を図るとともに、有機性のごみについては生態系における循環の視点でとらえ家庭における堆肥化や農業などへの利用を推進します。

① 原材料利用としてのリサイクル

- 容器包装廃棄物の分別収集の徹底
- 生ごみの堆肥化処理の促進
  汚泥処理と平行して有効利用の調査研究
- 古紙・古布類の分別回収の徹底
- 家電リサイクル法に基づくリサイクル促進の啓発
- 小型家電リサイクル法に基づく使用済み小型家電回収の推進
- 老人世帯など搬出運搬が困難な世帯についての収集方法等の検討
- 不要な浄化槽の貯水槽などへの再利用の推進

② 廃食用油の再利用についての検討

- 廃食用油については、町内の団体が保育園などから寄せられた廃食用油を石鹸の原料に使用している。また、役場でも引き取っていますが、町内の拠点公民館等に回収ボックスを常設化して回収し、バイオディーゼル燃料に精製している。

③ 住民・事業者のリサイクル活動支援

- エコ・オフィスへの取り組み支援
- エコ・ショップへの取り組み支援
- 家庭における生ごみ処理の促進・補助制度のPRなど
- その他の支援事業
  資源物回収団体の活動支援、資源物処理業者の支援、フリーマーケットの開催への支援、修理・修繕引受け店等の紹介など

④ リサイクル製品の利用及び再利用の推進

- 公共物品購入におけるグリーン調達の推進
  町が調達する物品について環境への負荷の少ない物品の購入の推進

● 住民生活におけるリサイクル製品の利用の推進
　関係団体などを通じた取り組みの推進
● 事業におけるリサイクル製品の利用の推進
　関係団体などを通じた取り組みの推進
● 再使用可能な物品の展示や提供の推進
● エコマーク商品等の情報提供

第3項　適正な処理の推進

廃棄物の排出、削減、リサイクル、中間処理などについては、その方法が適正に行われなければなりません。

大気汚染や悪臭、水質汚濁、不法投棄など生活環境や自然環境の汚染の原因となることを防止し、さらに省資源・省エネルギーにつながる処理が町民、事業者、行政においてそれぞれ責任を持って行われるように、普及啓発、指導監督などを推進します。

① 日常生活における適正処理の推進

● 適正分別、適正排出の推進
● 燃焼不適物（ビニール、プラスチック類）の焼却防止の推進
● その他有害物などの適正な処理の推進

② 事業における適正処理の推進（町が関与する事業系一般ごみの処理）

事業系一般ごみについては、事業者自らが適正な処理を行うことを原則としますが、これらに係る処理施設の設置は困難な状況にあり、不法投棄の防止や家庭ごみ以上に削減やリサイクルの推進が必要なことから、町が適切な範囲で次のとおりこれらの処理に関わっていきます。

尚、事業系廃棄物処理の手引きが作成できましたので（令和元年度）、商工会を通じて配布をすすめています。

● 適正分別、適正排出の推進
● 燃焼不適物の焼却による公害防止の推進
● 許可業者の適正処理に対する指導監督の推進
● 処理施設の環境負荷の低減の推進

③ 不法投棄防止の推進

● 普及啓発、パトロールの推進
● 不法投棄者への厳正対処
　悪質者について氏名の公表制度の導入など対策の強化
● 自動販売機設置の届け出制の検討
● 自動販売機への回収箱設置の推進
● 国へのデポジット制度などの導入のはたらきかけ
● ポイ捨て禁止条例等の制定の検討

④ 収集・運搬委託における適正処理の推進

● 収集委託業者の廃棄物処理に係る各種法制度の遵守とごみ処理計画に基づく適正な事業の推進

● 集積所（ごみステーション）の適正配置の推進

⑤ 適正な処理のための調査研究など

● ごみの性状、適正処理方法などについての調査研究及び情報収集の推進

● ごみ処理関係者の研修などの推進

第4項　処理施設の整備と適正管理

廃棄物処理を「捨てる」から「利用へ」の転換を図ることにともない、処理方針に基づく適切な中間処理施設や最終処分施設について、上伊那広域連合、湖北行政事務組合等広域的な連携の中で整備を図っていきます。

① リサイクル推進のための施設整備

● ごみ処理施設の広域化の推進（上伊那広域連合）

廃棄物のリサイクルなどの観点からの処理方法の調査研究、リサイクルプラザの設置の検討

● その他プラスチック容器包装類の減容施設、ストックヤードの設置（上伊那広域連合）

● 生ごみ及び汚泥コンポスト化施設の整備の推進

② 適正処理のための施設整備と維持管理

● 次期最終処分場の確保と適正な管理の推進

・北大出最終処分場は廃止の手続きがほぼ完了しました。次期処分場については上伊那広域連合とともに研究を進めます。

● クリーンセンターたつのの適正な管理の推進

・クリーンセンターたつのについては、平成14年度に上伊那広域連合に移管されました。
上伊那クリーンセンターが本格稼動しており、現在クリーンセンターたつのは閉所しています。
今後の解体と地元への土地の返還等に向けた準備が進んでいます。

・クリーンセンターたつのの周辺環境の測定

●北大出最終処分場の適正な管理の推進

・長期的な視野にたっての適正な管理についての検討

・地下水の定期的な検査の実施

●上野最終処分場跡地の適正な管理の推進

・地下水の定期的な検査の実施

第5項　町の下水処理施設から発生する汚泥の適正処理の推進

公共下水道の着実な普及にともない、汚泥が発生しており、現在その処理施設から排出される汚泥については町外の事業者によって堆肥化及びセメント原料化等として再利用されています。

また、合併処理浄化槽や農業集落排水施設から発生する汚泥もあります。現在、合併処理浄化槽汚泥については湖北衛生センターにおいて中間処理され、町外の事業者により堆肥化され再利用されています。農業集落排水施設汚泥についても町外の事業者により収集・運搬・処分され堆肥化され再利用されています。循環型社会を築いていくうえで有効な利用を図っていく必要があることから次のような視点を基本に推進します。なお、これらについて、広域的な連携を推進します。

①　合併処理浄化槽および農業集落排水処理施設からの汚泥

引き続き堆肥化による有効活用を推進します。

② 下水道処理施設から発生する汚泥

引き続き堆肥化やセメント原料化として有効活用を推進します。長期的には、上伊那地域における連携について検討していきます。

第6項 その他普及啓発など

ごみの散乱しない美しい環境形成のため、町民、事業者の環境美化活動への取り組みを支援するとともに、意識高揚のための普及啓発を推進します。また、ごみの適正処理の推進や適切な処理施設の整備のためには町民、事業者、関係行政機関などの相互の協力や連携が必要なことから、関係者との十分な合意形成を図っていきます。

① 環境美化活動の推進

- 町民、事業者による自主的活動の推進
- 公園など公共施設の美化の推進
- 集積所(ごみステーション)の整備による環境美化の推進など
- 530運動の支援
- アダプトプログラムなどの取り組みへの支援

② 普及啓発の推進

- ポスター、標語などの募集
- 活動団体の表彰
- リサイクルフェアーなどの開催
- LCA(Life cycle Assessment)の普及

・適正に評価された環境への負荷の少ない商品の利用の推進

- SDGs(Sustainable Development Goals)「持続可能な開発目標」についての情報収集・検討

③ 地域団体との連携

- 衛生自治連合会との連携によるごみの適正処理の推進
- 自治会、資源物回収団体、消費者団体、婦人団体などとの協力によるごみの適正処理の推進

④ 学校教育におけるごみの適正処理に関する知識の普及

- 関係者との協力による学年レベルに応じたごみ処理に関する教育の実施など

⑤ 広域行政などによる連携

- 近隣市町村との連携によるごみの適正かつ効率的な処理の推進
- 県との連携によるごみの適正かつ効率的な処理の推進
- その他関係団体などとの協力による適正処理の推進

第2節 地球環境問題への対応

《基本方針》

私たちを取り巻く地球の環境は、古来から、人間に活動の糧を与え、人間が出す不用物などを受け入れ、同化させるという、人類の生存にとって極めて重要な役割を果たしてきました。しかし、今日、先進国を中心にして、環境への配慮が不十分なまま人間の活動が余りにも大きくなり、地球の受容力を上回るようになり、また、科学技術の発達によって、自然の力では分解が難しい物質の製造や、海の埋立てなど大規模な自然改変が可能となりました。

一方で、開発途上国においては、人口の増加によって自然豊かな土地への進出がすすみ、過度な森林伐採・焼畑や薪炭採取が行われているほか、途上国でも中国や東南アジアなど近年経済発展の著しい地域にあっては、自然を軽視した工業化という、かつて先進国が犯した過ちを再び繰り返しています。

こうして、人間の活動は次第に地球を蝕み、私たちは、オゾン層の破壊、地球の温暖化及びそれにともなう気候変動、酸性雨、熱帯林の減少、砂漠化、野生生物の減少、有害廃棄物の投棄といった様々な問題を真剣に考えなければならなくなりました。

このように、原因とその影響が国境を越えるものを地球環境問題と呼び、現在、国際的な取り組みが急がれています。

地球環境問題は、私たちの日常生活と深くかかわり合いを持っています。例えば、自動車や電気製品などの利用による大量のエネルギー消費や CO_2 ・硫黄酸化物・窒素酸化物の排出、住宅建設等における熱帯林材の使用等の日常の消費生活が、結果として気候変動（乾燥・大雨・洪水等）や酸性雨等の現象として現れます。

特に地球温暖化による影響は、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活への甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

これからは、住民生活や産業活動全般にわたって、地球的な視野に立って考え、行動していくことが求められる時代であり、地域の住民や企業が、それぞれの責任において地球にやさしい生活様式や社会の構築に向けて積極的に取り組んで行く必要があります。

地域における地道な環境保全活動が地球環境問題に対する解決への早道という認識のもとに施策を推進します。具体的には、国の地球温暖化防止基本方針及び実行計画に基いて町の実行計画を策定し、二酸化炭素などを削減するため、省エネルギーの推進を積極的に図るとともに、酸性雨やオゾン層破壊の原因物質の削減、森林保護のための適正な資源利用等を推進します。また、日常生活や事業活動における省資源・省エネルギーの取り組みは廃棄物の適正処理と密接な課題であり、廃棄物の排出抑制（Reduce ）・ 再利用（Reuse） ・再生利用（Recycle）の「3つのR」を基本とした循環型社会の構築を目指します。

さらに、公共事業においては率先した取り組みを行うとともに、家庭においてはエコ・ライフの推進、事業所においてはエコ・オフィス、エコ・ショップへの取り組みへの支援などを推進し、ライフスタイルや事業活動のあり方を転換していきます。

《施策の体系》

基本施策　　(項)	個別施策
1)地球温暖化防止対策	①地球温暖化対策辰野町実行計画の策定とその推進 ②発生源からの CO_2 の削減 ③省エネルギーなどの推進 ④緑化の推進
2)酸性雨対策	①低公害車などの普及 ②公共交通機関の利用促進 ③工場等から排出される大気汚染物質の削減対策の推進 ④大気汚染等に関する啓発
3)オゾン層の保護	①フロンガスの回収事業の推進 ②オゾン層を破壊しない冷媒などを使用した製品の利用の推進
4)森林保護	①古紙の回収と古紙製品の利用促進 ②紙使用量の削減 ③公共事業における熱帯林材の使用削減の推進 ④国産材・地域産材の計画的利用の推進 ⑤間伐の推進と間伐材の活用 ⑥荒廃裸地の森林化(緑化)の推進

《施　策》

第1項　地球温暖化防止対策

地球温暖化はエネルギー需要と密接な関係にあり、その主な原因である CO_2 の削減には省エネルギーの推進が最も効果的なことから、省エネルギーを中心に温暖化防止に重点的に取り組みます。

① 地球温暖化対策辰野町実行計画の策定とその推進

② 発生源からの CO_2 の削減

日常生活や事業活動のなかで、意識さえすればすぐに誰にでも取り組めて、なおかつ CO_2 の削減に直接的に効果のある取り組みについて啓発を強めます。

● アイドリングストップ運動の推進

・不要なアイドリングの停止の推進

● ライフスタイルの転換(普及啓発の推進)

・エアコンの適温使用、スタンバイスイッチのオフ、節水など

・自動車の使用(特に近間など)をできるだけひかえる

・ノーカーデーの推進

・自転車利用の促進

③ 省エネルギーなどの推進

● エネルギー共生型地域整備

個々の建物などに新エネルギーシステムの導入を推進するほか、省エネルギーのノウハウを提供する事業体を支援することにより、環境への負荷の少ないまちづくりを図ります。

・個別建物などへの新エネルギーの導入

町営住宅団地への整備、モデル導入などの検討

・省エネサービスを提供する事業体（ESCO）の支援

● 廃棄物のエネルギーとしてのリサイクルの推進

従来は廃棄され、利用されなかった可燃ごみについて、エネルギーとしてのリサイクルを推進し、CO_2 削減を図ります。

・コージェネレーション施設の導入の調査研究

※コージェネレーションとは：電気と熱を同時に発生させる発電供給システムの総称

● エネルギー共生社会の形成

・家庭における取り組みの推進

電力消費量は、ガソリンなどの消費と並び、温暖化の原因と密接に関係するものであり、定期的、定量的に把握が可能であり、その達成のための取り組みがわかりやすいことから、各世帯・事業所において具体的な目標値を掲げて取り組む等の検討を進める。

● 目標達成のための家庭などにおける省エネなどの推進策

・節電型機器の普及

特にエアコン、冷蔵庫、照明器具を中心とした節電型機器の普及

・ライフスタイルの転換（普及啓発の推進）

環境家計簿などによる取り組みの推進

・省エネ住宅の普及

・太陽熱温水器、太陽光発電施設の設置の推進

・事業所、小売店などにおける取り組みの推進

エコ・オフイス、エコ・ショップの推進、省エネ型自動販売機（エコ・ベンダー） への転換促進など

・公共施設における取り組みの推進

省エネに配慮した施設の設置、省エネ機器の積極的導入の推進（防犯灯の LED 化など）

● 温室効果ガスに変化する可能性のある一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物等の発生源について、排出抑制のための啓発の推進

④ 緑化の推進

● CO_2 の吸収源として、住居、事業施設及び公共施設における緑化を推進

（詳細は「第2章／緑豊かで快適な個性あるまちづくり」の項を参照）

第2項　酸性雨対策

① 低公害車などの普及

● 公共機関の率先導入と普及啓発

・ハイブリッド車、電気自動車、アイドリングストップ車、軽自動車の導入

・旧ディーゼル自動車の更新

・各種催し物などにおけるPR

② 公共交通機関の利用促進

● 通勤時の公共交通機関の利用促進

・ノーマイカー通勤の推進

● 広域による協力連携推進

③ 工場等から排出される大気汚染物質の削減対策の推進

● 大気汚染物質（NOx 、SOx 等）の削減対策の推進

④ 大気汚染等に関する啓発

● 酸性雨の測定結果（上伊那地域振興局）等の情報提供などにより、酸性雨や大気汚染物質に関する啓発を進めます。

第3項 オゾン層の保護

① フロンガスの回収事業の推進

● 平成10年度に始まった「長野県フロン回収・適正処理協力事業所認定制度」などの県の取り組みへの協力

② オゾン層を破壊しない冷媒などを使用した製品の利用の推進

第4項 森林保護

① 古紙の回収と古紙製品の利用推進

② 紙使用量の削減

③ 公共事業における熱帯林材などの使用削減の推進

● 熱帯林減少の防止に資するよう、土木事業等においてラワン材などの熱帯林の木材を使用した型枠等の使用削減を促進

④ 国産材・地域産材の計画的利用の推進

⑤ 間伐の推進と間伐材の活用

⑥ 荒廃裸地の森林化（緑化）の推進

第3節 自然的エネルギーの利用

《基本方針》

資源の有限性や地球環境問題へ対応するため、エネルギー供給の質的転換を図るべく自然的エネルギー利用施設の導入を順次推進していきます。

《施策の体系》

基本施策 （項）	個別施策
1）太陽エネルギーの利用促進	①太陽光発電システムの推進
2）森林資源のエネルギー活用	①薪など雑木のエネルギー利用

3)その他の自然的エネルギーの調査・研究	①小型水力発電の利用研究 ②バイオマスエネルギーの利用研究

《施　策》

第1項　太陽エネルギーの利用促進

中部日本の内陸性気候に分類される辰野町は、晴天日が多く太陽エネルギーを利用する可能性が高いといえます。この環境特性を踏まえ、利用施設の普及を積極的に推進します。太陽光発電については、平成25年度までの国の補助制度等により普及が進められてきました。

① 太陽光発電システムの推進

- 特に大規模な太陽光発電システムの設置に関して、景観に配慮し周辺環境の調和をめざした検討

第2項　森林資源のエネルギー活用

化石燃料の普及により利用されなくなったコナラ、クヌギなどの雑木林は、近年、「身近にふれあえる自然－里山」として再び注目を集めています。しかしながら、雑木林の維持にあたっては適切な管理が不可欠となっています。今後、資源の有限性を踏まえるとき循環型資源としての価値が高まってくることから、長期的にみると再びその利用が進むと予想されます。

また、比較的若い世代を中心に自然と共生したシンプルな生活スタイルが志向され、薪ストーブの利用も普及しつつあります。

以上のような点から、エコライフの一環として順次その活用を推進していきます。

① 薪など雑木のエネルギー利用

- ストーブへの利用の推進
- 炭づくりの推進と炭の利用の推進

第3項　その他の自然的エネルギーの調査・研究

① 小型水力発電の利用研究

② バイオマスエネルギーの利用研究

第4章　すべての住民・事業者の参加と連携による取り組みの推進

考え方

今日の環境問題は、身近な都市・生活型公害から地球環境問題まで、そのほとんどが日常生活や通常の事業活動の中に原因があるため、すべての住民の参加と連携によって環境保全に取り組むことが重要です。このため、環境についての理解を深め、その保全に進んで取り組めるよう環境教育、環境学習の総合的な推進や意欲ある人材の育成を図るとともに、自主的活動を支援し、都市住民との交流を促進するなど、施策を総合的に進めます。

第1節　参加と交流による意識づくり

《基本方針》

現代社会における環境問題の発生の多くは、特定の原因というよりも、大量の資源やエネルギーの消費に支えられた日常の生活スタイルや事業活動に起因しています。環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現するためには、社会を構成するすべての主体（住民・事業者・行政）が自らの役割を自覚し、環境保全への行動を起こしていく必要があります。そのためには、環境情報の開示が基本的に重要であり、正確な情報の提供とその正しい理解に基づき環境問題の解決に向けた住民の積極的な取り組みを推進するものとします。

また、環境情報の理解には科学的専門的な知識も必要であることから、地域や広域的な環境問題についてその原因と結果をわかりやすく提供するなど、住民や事業者が自らの判断に基づいて環境への負荷の少ない活動様式に転換できるような取り組みを支援していくとともに、町では自らが環境問題に率先して取り組み、住民の行動を促していきます。特に、21 世紀の社会を担う世代への意識啓発が重要なことから、関係機関との連携により積極的な環境教育、環境学習の推進を図ります。

辰野町では、松尾峡のゲンジボタルをはじめとするホタルの発生が町内の各地でみられ、住民もこのホタルに誇りを持っていることから、これらの施策を進めるにあたって、環境の保全と創造の取り組みのシンボルとしてホタルを位置づけ、さらに様々な課題への展開を図ります。

《施策の体系》

基本施策　　（項）	個別施策
1）環境教育・環境学習などの推進	①学校教育における環境教育の推進 ②地域における環境学習の推進 ③事業所における環境学習の推進 ④町における環境学習の推進
2）自主活動の支援	①環境保全・創造活動の支援 ②指導者養成・紹介事業の推進 ③情報の提供

	④活動拠点の整備推進
3)自然とのふれあい事業の推進	①自然観察及び自然と親しむ会などの実施 ②農地や里山を生かしたふれあい事業の推進 ③学友林整備事業の推進 ④自然ふれあい施設の整備推進
4)住民参加の推進	①環境チェッカー活動推進事業 ②住民参加のシステムづくりの推進 ③住民ニーズの把握
5)自治体のイメージづくり及びPR	①自然共生都市のPR ②先進自治体との連携推進 ③環境保全の取り組みの国内・国外への発信 ④人材交流の推進
6)その他の普及啓発	①普及啓発の推進

《施　策》

第1項　環境教育・環境学習などの推進

環境教育の目指す人間像は、空間的には地球上のすべての人間（世代内平等）や生物も含む生態系について（共生）、時間的には将来の世代（世代間平等）のことについても視野に入れて行動できる人間です。しかし、現状では多くの人々の関心はごく短期的な事柄に向けられており、限られた人々だけが遠い将来にわたる全世界的な事柄に関心を抱いているという状況にあります。環境教育は、このような状況にあって、正しい情報のもとに、人々の視野を広げる活動と位置付けられます。 このために、次のような基本的事項の理解と実践を推進します。

1　水や電気などの資源やエネルギーを大切に使う
2　自然の仕組みを理解し、自然保護に取り組む
3　自然に親しみ、自然の持つ美しさを感じ取る感性を養う
4　すべての人々の尊重と生き物を愛護し、命を大切にする
5　身近な環境を保全し、改善する
6　地域の環境問題や地球規模の環境破壊に目を向け、自分の役割を認識し公害などを起こさない
7　郷土の自然や文化を理解し、大切にする

以上の点をふまえ、行政においては従来のそれぞれの部所による個別的な取り組みに加え、関係者との連携によって各種の参加と学習する機会を継続的に提供する施策を推進します。

また、参加と学習によって経験や知識を得るばかりでなく、それを通して前述のような人間と動植物あるいは環境問題への関わりなどを理解し、そのうえで人間の生きる智慧を習得することが大切です。

これらを視点におき住民の活動を支援する専門的なインストラクターなどの派遣など各種施策の

展開を図ります。

① 学校における環境教育の推進

- 教育関係者との環境教育に関する定期的な意見交換の推進
- 学校における自主的取り組みへの支援
  - ・ビオトープづくり、自然観察、野外活動などの推進
  - ・リサイクル活動などの推進
  - ・みどりの少年団の活動の推進
- こどもエコクラブ事業などの推進
- 町等で作成した「ホタル」の資料の活用
- 自然観察のための手引き書や副読本の充実

② 地域における環境学習の推進

- 生涯学習事業における環境学習の推進
  - ・環境をテーマとした文化活動の推進
  - ・環境学習を合わせ持つスポーツ活動の実施（ネイチャーゲームなど）
  - ・地域の環境資源を生かしたあるいは生活の中における環境問題の学習ほか
- 公民館活動における環境学習の推進
- 図書館・美術館事業等における環境学習の機会提供
- 自治会や衛生自治連合会等との連携による環境学習の推進
- 女性団体、青壮年団体、老人クラブその他各層との連携による環境学習の推進

③ 事業所における環境学習の推進

- 商工団体などとの連携による環境学習の推進
- 勤労者団体との連携による環境学習の推進

④ 町における環境学習の推進

- 職員研修における研修課題への位置づけ
- 職員の環境保全行動への積極的参加の推進

第2項　自主活動の支援

① 環境保全・創造活動の支援

- 地域の環境保全や良好な環境の創出活動への支援
- エコ・ウォッチング（地域環境再発見） 活動などの支援
- アダプトプログラムなどの取り組みへの支援
- 町民による活動のネットワーク化、他団体との交流の支援

② 指導者養成・紹介事業の推進

様々な環境問題をとらえ、地域の環境保全活動を推進するためには、行政の直接的な取り組みだけでは限界があり、地域の住民自らが意識を持ち活動に参加することが必要です。そのためには、住民の中に指導者的な人材が育ち、それを核として活動の輪が広がるような仕組みづくりが重要であることから、環境保全の各分野（廃棄物の削減、再利用、水質保全、自然観察など）で専門的、先進的なノウハウの修得や取り組みをしている住民を登録し、一般住民の環境保

全活動を支援するエコ・インストラクター登録・紹介事業を推進します。環境教育インストラクターとして登録された住民には、紹介やその専門分野の知識修得のための研修に対して支援を行っていきます。

- 住民環境教育インストラクター等の育成・登録・紹介事業
- ホタルガイド登録制度等の検討

③ 情報の提供

環境情報の提供は住民の行動や住民参加を促すうえで最も重要な事項であり、各種測定データ、自然環境の状況、処理施設の管理運営状況、化学物質、省エネ・省資源などの情報を情報公開条例との整合性を図りながらできる限り広く開示していくものとします。

また、それぞれの地域からの情報発信を促し情報の双方向化による活用を図ります。

- 町の環境状況の定期的な公表の推進
- パソコン等の情報通信機器の普及に伴う新たなニーズに応える環境情報の提供への対応推進
  ・環境情報システムの構築推進
- 住民が必要としている情報の把握と対応した環境情報管理の推進
- 世代などに応じた判りやすい情報の提供
- 公民館報などによる地域からの環境情報の発信支援
- 視聴覚機器などの整備とビジュアルな情報提供などの推進
- 図書館・美術館などにおける環境情報の整理及び提供
- 野外活動マップなどによる自然情報の提供

④ 活動拠点の整備推進

- 住民の学習活動及び総合的な普及啓発などの拠点として環境学習センターの設置の検討
- 若者等が気軽に立ち寄ることができ、環境問題の学習や自主的な取り組みができる環境サロン的場づくりの検討

第3項　自然とのふれあい事業の推進

① 自然観察及び自然と親しむ会などの実施

- 水生生物観察会、野鳥観察会、里山観察会、野草・薬草観察会などの実施・支援
- 横川峡紅葉まつりなどの実施への支援
- ホタル観察会などの検討
- 森林に関する知識の普及・啓発

② 農地や里山を生かしたふれあい事業の推進

- グリーンツーリズムなどの推進
- クラインガルテンや農林業・農山村体験施設、農山村宿泊施設などの交流施設の利用促進
- リンゴオーナー制度の取り組みの推進・支援
- 農家民宿等の育成の推進・支援
- 自然と共生する生活や文化を伝え、心通い合う交流を深めることができる人づくりの推進

● 都市住民のニーズを把握し、地域の情報を積極的に発信する体制の整備
・遊休荒廃地や空家に関する情報の収集・活用策の検討、情報の提供
・集落単位のイベントや村祭り等の情報提供により、手軽に参加できる条件づくり
・上下流域の住民の交流の推進

③ 学友林整備事業の推進

地域の自然を教育の素材として生かし、感性の豊かな子供を育てること及び里山の適正管理を図ることを目的として、学友林の整備を推進します。

④ 自然とふれあえる施設の整備推進

● 中部北陸自然歩道（塩嶺王城小鳥のみち）の活用、適正管理、旧街道の再評価の推進
● しだれ栗森林公園、グリーンビレッジ横川、荒神山公園、ほたる童謡公園等の整備推進

第4項　住民参加の推進

① 環境チェッカー活動

● 環境教育の推進と身近な環境の調査把握を目的とした環境チェッカー事業の検討
・ホタルマップ作成の取り組み等への住民参加の推進

② 住民参加のシステムづくりの推進

● プラン策定・見直し、施策の実施などにおける住民参加についての制度づくりの推進
● 住民、事業者、行政の協力による計画の総合的な推進のためのネットワークづくり

③ 住民ニーズの把握

● 住民アンケートの活用
● 住民、事業者、その他関係者との環境問題に関する懇談会の実施など

第5項　自治体のイメージづくり及びPR

① 自然共生都市のPR

● 環境自治体宣言の検討
● インターネットなどを通じた内外PR
● 辰野町周辺を舞台とした旅行などの誘致

② 先進自治体との連携推進

● 環境自治体協議会への参加の検討

③ 環境保全の取り組みの国内・国外への発信

● 辰野町における環境保全の取り組み等についての国内・国外へ情報発信
● 環境に関する会議・研修・講演会等の開催、誘致、支援による「光と緑とほたるの町／たつの」の国内・国外へのアピール
・ほたる童謡公園等の取り組みを通じてのアピール

④ 人材交流の推進

● 町の友好都市・姉妹都市との人材交流の推進

第6項　その他の普及啓発

①　普及啓発の推進

- 環境保全意識の高揚につながるイベント、講演会の開催・支援
- 環境保全をテーマにした標語・作文・写真・絵画などのコンテスト開催
- 環境家計簿などへの取り組み
- 広報などによるPR
- 環境保全活動団体などの紹介など

第5章　共通的・基盤的施策の推進

考え方

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の形成にあたっては、住民、事業者、行政がこの計画に基づき、自主的積極的に環境に配慮をした行動をとっていくことが基本ですが、緑や景観など共通の認識のもとに保全や形成を推進するための基盤が必要です。

このため、環境に配慮した事業実施の仕組みづくりなど各分野に関わる重要な施策を進めます。

第1節　各分野に共通する基盤的施策

《基本方針》

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を築いていくためには、住民、事業者、行政の各主体が環境問題の重要性を認識し、自ら環境に配慮をした行動をとっていくことが基本ですが、これに加え、美しい自然や良好な景観などを保全・創出していくためには、皆が共通の認識のもとに、その取り組みを推進する必要があります。そこで、自主的な環境保全への取り組みを支援するための施策や、一定規模や内容の事業についてはこの環境基本計画に基づき事前の調整が行われる仕組みづくりを推進します。ここでは、各分野（施策の柱）に共通に関わる基盤的な施策として、次の施策を推進します。

《施策の体系》

基本施策　　（項）	個別施策
1）環境に配慮した事業実施の仕組みづくり	①町の公共事業における環境への配慮 ②民間事業などにおける環境への配慮 ③評価制度の導入
2）監視等の体制、公害防止の体制	①監視等の体制の充実 ②公害防止体制の整備
3）環境情報の把握、調査・研究と総合的活用	①定期的な環境調査などの推進 ②環境の保全に関する施策などの把握、調査・研究 ③環境情報の活用 ④環境情報システムの構築 ⑤関係機関との連携強化
4）環境の負荷を低減する事業活動の推進	①エコ・オフィスの取り組みの推進 ②環境監査の推進 ③公共事業における環境配慮企業の優先参画 ④環境産業の誘致、育成
5）農林業における環境保全機能の向上	①産業としての農林業における環境保全 ②農山地の持つ自然環境、環境保全機能などの維持

	③農林業を担う人々の支援 ④都市と農山村の連携 ⑤農林業振興支援体制の確立

《施　策》

第1項　環境に配慮した事業実施の仕組みづくり

① 町の公共事業における環境への配慮

● 自主的配慮の推進

それぞれの課等が開発事業を実施するにあたり、この環境基本計画に基づき今後の環境への配慮についての方針を定め、これにより事業を推進します。

● 事業調整の推進

町が行う一定の規模や内容の開発事業については、事業の計画段階から自然や景観などへの配慮を行うため「環境調整会議」の設置をすすめます。

● 適正な土地利用の推進

今後の土地利用計画をはじめとする各種の計画策定にあたっては地域の環境特性に十分配慮するために、この環境基本計画との調和を図るものとします。

② 民間事業などにおける環境への配慮

● 自主的な環環への配慮

それぞれの事業者が組織としての環境保全や環境管理への方針を定め、これに基づき事業が実施されるよう側面的支援や誘導を図ります。

● 民間事業などにおける環境配慮への仕組みづくり

民間及びその他の機関が行う一定の規模や内容の開発事業については、計画の段階から自然や景観などへ配慮を行うための事前の評価制度の導入をすすめます。

③ 評価制度の導入

● 評価制度の導入の検討にあたっては、国・県の環境影響評価（環境アセスメント）制度をふまえ、次の視点を重視します。

ア.　できるだけ早い段階での情報公開と住民参加事業者が、環境に関する詳細な調査に着手する前の段階で、事業の概要や予備的な調査などによって得られた計画地の環境に関する情報等を公開し、住民等の意見を幅広く求めることにより、それらの意見から得られた環境情報を事業計画に反映させ、環境に十分配慮した事業が実施できるように検討します。

イ. 対象事業の種類の拡大と規模の引下げ

豊かな森林と水環境に恵まれた辰野町の環境特性や、これらを誇りとし、守り育てていこうとする町民意識をふまえ、森林地域などに著しい影響を及ぼすおそれのある事業に関し、対象事業の種類の拡大や規模の引下げについて検討します。

ウ. 新たな評価の視点の導入

自然環境の総合的な評価、典型7公害以外の生活環境や歴史的・文化的環境の評価、地

球環境問題や廃棄物などへの配慮が行えるようにするとともに、実行可能な範囲で環境への影響をできる限り回避し、最小化しているか否かを評価する視点を尊重します。

エ. 評価後の手続

環境影響評価は不確実性を有し、特に自然環境に関しては、確実な予測・評価が困難な面があるため、事業の施工中や完了後の環境への負荷の状況や環境保全対策の効果をモニタリングにより検証し、その結果に応じて追加保全対策等が十分検討できるようにします。

オ. 土地利用における環境配慮

町の国土利用計画に基づき、多様な自然環境の体系的な保全、自然と人との豊かなふれあいの確保、水や大気の良好な循環の確保などを図ることにより、自然のシステムにかなった持続可能な土地利用を進めます。

第2項　監視等の体制、公害防止の体制

環境の状況を把握し、その保全のための施策を適切に実施するため、住民の協力を得て、効果的な監視等の体制整備が必要です。また、公害を未然に防ぐための施策が求められています。

① 監視等の体制の充実

- 工場や事業場など排出源に対する監視指導の充実を図ります。
- 河川、地下水の水質保全や大気保全を図るため、監視を行います。
- 監視、測定、巡視等の体制の充実を図り、地球環境の保全に関する測定等も検討します。
- 環境保全のために、空家等の監視体制の整備や不法投棄のための監視体制の強化を図ります。

② 公害防止体制の整備

- 公害苦情の処理を適切に実施するため、関係機関等との連携を強化します。
- 公害発生の未然防止

  公害防止協定の締結や公害防止管理者の選任、施設整備に対する融資制度の活用促進などによって、公害発生の未然防止を図ります。

第3項　環境情報の把握、調査・研究と総合的活用

環境の状況を定期的に調査・把握し、各種計画や事業実施に際しての環境への配慮や住民への情報提供などへ活用していきます。

また、環境情報の全庁的活用、住民ニーズへの迅速対応など環境情報の共有化、効率化を図るために、環境情報システムの構築を推進します。

① 定期的な環境調査などの推進

環境基本計画に基づく定期観測、調査を推進する。

- 町による環境調査…水質、騒音測定など
- 住民参加による調査…自然環境、水環境調査など
- 住民の意識、環環保全への取り組みの把握…アメニティ調査、エコ・ライフ調査、住民ニーズ調査など

② 環境の保全に関する施策などの把握、調査・研究

● 事業者がリサイクル経費を負担する仕組みの構築

●空き缶などの散乱防止やごみの減量化に資するデポジット制度（商品課徴金制度）など経済的手法の活用に関する調査、研究

● ボランティア等の協力による自然保護などの分野での研究

● 環境管理について、国や他の地方公共団体の動向、企業での取り組み状況などの情報収集

③ 環境情報の活用

● 事業の計画段階における環境配慮への活用

● 土地利用計画などへの活用

● 学校教育における利用

● 住民への情報提供など

● 環境保全に関する広域的な取り組みや、交流活動など住民等の多様なニーズに応える支援

④ 環境情報システムの構築

情報を効果的に活用するため、環境情報システムの構築を推進します。

⑤ 関係機関との連携強化

環境情報の把握、調査・研究、情報提供などにあたっては、関係行政機関や大学などの研究機関等との連携を強化し、ネットワーク化を図ります。

第4項　環境の負荷を低減する事業活動の推進

住民生活における環境にやさしい暮らしの推進と相まって、資源・エネルギーを大量に消費している事業活動を、環境への負荷を低減し循環を基調とする事業活動へと移行していくことが、社会全体を持続的発展が可能なものへと転換していく必須条件です。

また、環境監査の導入などの世界的な流れに見られる様に、企業の環境配慮への評価が市場への参入、公共事業への参加などの条件や消費者による商品の選択基準になる時代が到来しようとしています。

このことから、事業活動における環境への配慮を推進するとともに、より環境に配慮した活動を行う事業が成長できるような仕組みづくりや環境産業の育成を図ります。

① エコ・オフィスへの取り組みの推進

推奨制度の導入

● 事業所の環境配慮を促進するための支援体制などの整備

● モデル地区の育成と支援

● 事業所における環境管理方針の策定の促進

● 業界団体との連携

● 事業所の情報公開の促進

② 環境監査の推進

● ISO14000 シリーズの取得や環境マネジメントシステムの導入など先進企業の調査研究、事例紹介

③ 公共事業における環境配慮企業の優先参画

- 参画の条件整備

④ 環境産業の誘致、育成

- 省エネ・省資源など環境配慮技術を提供する企業の誘致
- 廃棄物の有効利用に資する産業の誘致、育成
- 受入れ環境の整備
- 情報の収集

第5項　農林業における環境保全機能の向上

従来、農地や山林についてはその生産機能の面からの評価が中心で、行政施策においても生産性の向上に主眼がおかれてきました。農地と山林が町土に占める割合は極めて大きく、町の面積の内、農地が約7%、山林が約85%を占めており、特に、中山間地域の農地や山林は重要な環境保全機能を担っているにもかかわらず、生産性が低いという面ばかりが強調され、生活様式等の変化ともあいまって、放置や離農が進み、その結果、農山村における地域社会の活力は低下し、農地・山林の維持はますます深刻な事態を迎えてきています。

また、海外からの穀物輸入が増加する中で、これらに価格対抗するため、近年の農業経営は生産効率を上げるために多くの資源、エネルギー及び農薬などが使用されていますが、これらに係る廃棄物処理や土壌汚染・地下水汚染などの環境問題も生じつつあります。

近年、大都市への一極集中による水不足、大気汚染などの生活環境の悪化にみられるように、その弊害が著しくなったことから、国民の間にはゆとりある生活の確保と自然への回帰志向が生まれ、農林業に親しもうとする人々も増えはじめました。行政施策においても農林業が持つ国土保全機能や教育文化機能などの重要性が認識されはじめ、グリーンツーリズムなど都市と農山村の交流による農地・山林の活用も推進されつつあります。一方で、化学肥料や農薬を削減し、土が本来持っている地力を回復し安全な作物づくりを目指すなど、農業者自身による有機農業への転換も取り組まれています。

以上のような点から、この環境基本計画では、現在の農林業がもたらす環境面への負の影響を減少させるとともに、物質循環機能、生態系保全機能及び文化機能の維持などの点から、近年の環境問題を解決していくうえで農林業が基盤的な役割を果たしており、これらの公益的な機能の発揮と、それをふまえた住民合意による政策の新たな仕組みづくりを基本に施策を推進するものとします。

① 産業としての農林業における環境保全

- 環境保全型農法の推進
- 低農薬、適正施肥の推進
- 有機農業の支援
- 生ごみのコンポスト化による農業利用の推進
  ・関係機関・団体による調査、研究の推進
- 家畜糞尿の適正処理の推進
  ・土づくりセンターによる堆肥化と適正農地還元の推進

● 学校給食などにおける地元農産物の利用
・安全な給食の確保、流通システムの緩和
● 農業廃棄物の適正処理の推進
・回収とリサイクルシステムの確立の推進
・農協など関係団体の協力推進
● 間伐の促進と地域産材の利用の推進

② 農山地の持つ自然環境、景観保全機能などの維持
● 中山間地域における循環型生活環境整備の推進
● 地域の再発見と地域づくり計画の推進
・住民参加による計画づくりと行政による支援
● 田園景観形成の取り組みと開発調整
・景観形成についての一定の制約の導入と側面的支援
● 遊休農地の活用
・地域農業の担い手への農地の集約化
・町民農園の整備
・地域の植樹や花などによる良好な環境の創出、花の里づくり

③ 農林業を担う人々の支援
● 技術支援体制の確立と情報提供
● Uターン、新規就農者への支援と情報提供
● 伝統芸能など地域文化の伝承と支援

④ 都市と農山村の連携

都市部にとっては農山村が水や食糧の提供者であり都市への恵みをもたらす地域として自然環境の保全が必要であり、また農山村は都市への安全な水や食糧、歴史文化などを提供するためには、地域の自然環境や歴史文化と共生した生活環境の整備に対して、都市部からの投資などの協力が必要なことから、共益のために上流下流域のパートナーシップの形成を目指した交流を検討します。

また、農山村は人間本来の生活する知恵（生活術）を学び自己再発見の場所として適していることから、環境学習の一環として農業体験などを通した交流を積極的に図ります。

● グリーンツーリズム、農業体験修学旅行、カントリーウォーク、町民農園、オーナー制度など交流の支援
● 広域の交流推進
● 交流を視点においたエコビレッジとしての生活基盤整備
・モデル地区の整備
● 子供を核とした交流の推進
・山村留学など

⑤ 農林業振興支援体制の確立
● 営農組合等の設立・活動支援
● 農林業支援のための情報提供